

平成26年第1回熊野町議会定例会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成26年3月10日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 平成26年3月10日

4. 出席議員(15名)

1番 沖田 ゆかり	2番 片川 学
3番 時光 良造	4番 民法 正則
5番 荒瀧 穂積	6番 大瀬戸 宏樹
7番 藤本 哲智	9番 山吹 富邦
10番 山野 千佳子	11番 久保隅 逸郎
12番 中原 裕侑	13番 尺田 公造
14番 佛圓 大源	15番 南田 秀夫
16番 馬上 勝登	

5. 欠席議員(1名)

8番 渡 紘八

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	三村 裕史
副 町 長	立花 隆藏
教 育 長	林 保
総 務 部 長	内田 充
民 生 部 長	清代 政文
建 設 部 長	森本 昌義
教 育 部 長	藤森 孝弘
総 務 部 参 事	石井 節夫
総 務 部 次 長	岩田 秀次

民生部次長	光本一也
建設部次長	民法勝司
教育部次長	三村伸一
企画財政課長	宗條勲
商工観光課長	時光良弘
税務課長	貞永治夫
福祉課長	加島朋代
住民課長	西村隆雄
健康課長	隼田雅治
生活環境課長	沖田浩
都市整備課長	横山大治
開発指導課長	林武史
下水道課長	中井雅晴
水道課長	曾根和典
学校教育課長	富田谷敬子
会計課長	中村憲治

~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |       |
|---------|-------|
| 議会事務局長  | 立花一郎  |
| 議会事務局書記 | 小川征一郎 |

~~~~~

8. 議事日程(第1号)

開会宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 施政方針
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 報告第 1号 専決処分した損害賠償の額の報告について
- 日程第 7 報告第 2号 専決処分した熊野町民体育館改修工事請負契約の変更の報

告について

日程第 8 報告第 3号 専決処分した広島県市町総合事務組合規約の一部改正の報告について

日程第 9 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（向久保健蔵）

日程第 10 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（木本禮次郎）

日程第 11 諮問第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（梶山孝之）

日程第 12 諮問第 4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（菊池實）

日程第 13 議案第 1号 職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例案について

日程第 14 議案第 2号 熊野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案について

日程第 15 議案第 3号 熊野町上水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例案について

日程第 16 議案第 4号 町道の路線認定について

日程第 17 議案第 5号 町道の路線変更について

日程第 18 議案第 6号 町道の路線廃止について

日程第 19 議案第 7号 熊野町指定金融機関の指定について

~~~~~○~~~~~

## 9. 議事の内容

（開会 9時30分）

○議長（馬上） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、早朝より御苦勞さまでございます。また、傍聴者の皆様におかれましては、いつも町議会に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。傍聴をしていただくことによって、私ども議員も適度の緊張感で臨むことができますことを大変喜んでおります。今後ともよろしく願ひいたします。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから平成2

6年第1回熊野町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~

議長（馬上） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番、藤本議員、9番、山吹議員、10番、山野議員の3名を指名いたします。

~~~~~

議長（馬上） これより日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日より20日までの11日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、会期は本日より20日までの11日間とすることに決定いたしました。

これより、議案等の説明を求めるため、町長、その他の関係職員の出席を求めます。  
暫時休憩いたします。

（休憩 9時31分）

（再開 9時32分）

~~~~~

議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告させます。

事務局長。

~~~~~

議会事務局長（立花） 諸般の報告をいたします。

昨年12月24日、安芸地区衛生施設管理組合の第2回定例議会が開催され、議長が出席いたしました。主な議案は、平成24年度安芸地区衛生施設管理組合の各会計の歳入歳出の決算の認定と、平成25年度安芸地区衛生施設管理組合の各会計の補正予算で、いずれも原案のとおり可決されております。

1月12日、平成26年度熊野町出初式が町民グラウンドで行われ、議長が出席し、

祝辞を述べました。

また、同日成人を祝う会が町民会館で開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

1月14日、広島県町議会議長会の定例議長会が開催され、議長が出席いたしました。主な議題といたしまして、平成25年度自治功労者表彰や、町議会議員研修会等について協議が行われました。

2月9日、第41回熊野駅伝大会が開催され、議長が出席し、閉会式での挨拶と表彰状の授与を行いました。

2月12日、広島県後期高齢者医療広域連合会の平成26年度第1回定例議会が開催され、議長が出席いたしました。主な議案は、平成26年度の予算や条例の一部改正で、後期高齢者医療に条例の一部改正については、2年に一度改定される保険料率において、所得割率は0.08ポイント増の8.43%に、均等割額は297円増の4万4,032円とされて、いずれも原案のとおり可決されております。

また、同日、熊野町行政改革懇談会が開催され、議長が出席し、第4次熊野町行政改革の実施計画の進捗状況の報告を受けました。

2月20日、平成25年度自治功労者等表彰式、並びに広島県町議会議員研修会がKKRホテル広島で行われ、南田議員が全国町村議会の会長から名誉町村議会議員の称号を受け、また佛圓議員、尺田議員、渡議員が広島県町議会議長会の会長からそれぞれ特別表彰等を授与されております。また、くまの議会だよりが広報コンクールの写真部門で特選に選ばれました。研修会では、午前が中央大学名誉教授、今村都南雄氏による「道州制推進基本法案をめぐる動向」について、午後からは「歴史に見るリーダーの条件」と題しまして、歴史家・作家の加来耕三氏から講演をいただきました。

2月26日、議会全員協議会が開催され、報告案件5件、協議案件5件が協議されました。

また、同日の午後から安芸地区衛生施設管理組合の平成26年度第1回定例議会が開催され、議長が出席いたしました。主な議案は、組合経費の負担方法や、平成26年度一般会計及び特別会計予算で、いずれも原案のとおり可決されております。

組合議会終了後、平成25年度第2回安芸地区消防運営協議会が開催され、議長が会議に出席いたしました。主な議題といたしまして、平成26年度安芸地区における消防事務運営経費について、原案のとおり承認されております。

3月4日、議会運営委員会を開催し、第1回熊野町議会定例会の議事運営について協

議を行いました。

3月5日、熊野町と広島国際大学との保健福祉施策における連携協定の調印式に副議長が議長の代理で出席いたしました。

続きまして、議長宛てに陳情書・要望書等が提出されていますので、御紹介いたします。事前に配付しております陳情書・要望書等一覧の資料をごらんください。

昨年12月11日、「要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望書」が公益社団法人認知症の人と家族の会から提出されています。

2月3日、「これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書」が日本青年団協議会から提出されています。

諸般の報告は以上でございます。

~~~~~  
議長（馬上） 以上で報告を終わります。

これより日程第4、施政方針を行います。

平成26年度予算編成に当たり、町長から施政方針説明の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

~~~~~  
町長（三村） 平成26年3月定例会に際し、御参集をいただき、心から感謝を申し上げます。

町長就任から早いもので6年目を迎えております。この間、議員の皆様からさまざまな御指導をいただくとともに、3度の地域懇談会を初め、さまざまな機会を通じ、住民の皆様から町政に対する御意見や御要望を直接伺ってまいりました。特に、昨年の地域懇談会では、第5次熊野町総合計画の進捗状況を御報告し、まちづくりの方向性について御意見をお伺いするとともに、地域の課題などをお聞かせいただくことで、住民の皆さんとこれからのまちづくりに必要な情報を共有し合うことができました。

町政を取り巻く環境は目まぐるしく変化をしておりますが、こうした地に足をつけた活動を大切に、議員各位はもとより、住民の皆様から、引き続き御理解と御協力をいただきながら、本町が目指す将来像「ひと まち 育む 筆の都 熊野」の実現に向け、町政のかじ取り役として、鋭意、町政の運営に取り組んでまいり所存でございます。

それでは、平成26年度の予算案並びに諸案件の御審議をお願いするに当たり、私の

所信及び町政の基本方針を述べさせていただきます。

初めに、町政を取り巻く経済情勢について申し上げます。

我が国の景気は緩やかな回復を続けており、今後も輸出の持ち直しや家計所得の増加などにより、回復基調が続くものと期待されています。しかしながら、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動が見込まれるとともに、世界経済の先行きも不透明であることから、企業収益や雇用情勢の動向は流動的であります。

こうしたことから、政府は昨年12月に「好循環実現のための経済対策について」を閣議決定し、経済の成長力の底上げと持続的な経済成長の実現を図ることとする基本方針を示しておりますが、デフレ脱却は道半ばであり、地方経済がいまだ低迷を続ける中で、本町財政にあっても依然として厳しい状況にあります。

それでは、そのような経済情勢を念頭に置いた、平成26年度の取り組みにつきまして申し上げます。

平成26年度の当初予算案におきましては、限られた財源により効果的な行政を行うため、総合計画に定める政策体系ごとに重点配分を行うなど、事業の「選択と集中」を図ったところでございます。その中でも、西公民館の改築を中核事業とした都市再生整備事業の着手などによる「暮らしの基盤が整ったまちづくり」、生活福祉交通の運行や生活道路の改良などによる「日常生活を快適に暮らせるまちづくり」、また子育て支援の充実や学校施設の耐震化などによる「子どもが健やかに、たくましく育つまちづくり」の3点を重点的に推進することといたしております。それぞれの施策を通じ最小の経費で最大の効果を上げることに努め、住民の満足度の高い魅力的なまちづくりに引き続き取り組んでまいります。

なお、国の補正予算の成立に伴い、景気対策などのために公共事業の前倒しが示されたところであり、それに係る補正予算は新年度に繰り越して執行することから、当初予算と一体として効果的な事業執行を行ってまいります。この補正予算も含め、各部門ごとに取り組みの一端を説明させていただきます。

まず、総務部門でございます。

住民対応等を行う現在のシステムは、町独自で導入・運用する方式をとっておりますが、平成28年度からは、廿日市市や江田島市など5市町とのネットワークにより共同利用する、いわゆるクラウドと呼ばれる新たな仕組みによりシステム利用を行うことといたしました。このクラウド利用により、費用削減はもちろんでありますが、災害時に

おけるデータのバックアップ機能の充実やセキュリティの向上などのメリットを見込んでおります。システムのクラウド化は、国においても積極的に推進され、全国的にもこの流れが加速していくものと考えております。平成26年度においては、クラウド導入に関する費用はまだ発生いたしません。平成28年度からの円滑な導入・運用に向けて、準備に取り組んでまいります。

次に、重点施策にもあります生活福祉交通「おでかけ号」につきましては、利用状況が増加傾向にあり、日常生活における移動手段として期待されていることから、新年度も引き続き運行してまいります。

次に、筆産地の歴史と文化を生かした出会いと交流のあるまちづくりでございます。筆づくりの歴史と伝統を生かし、魅力ある熊野のまちづくりを担う施設として設置した筆の里工房は、ことし9月で開館20周年を迎えます。今後、さらなる熊野筆文化の振興と発展を目指し、また、御協力いただいた皆様への感謝の気持ちを込め、記念行事として式典や企画展「日本の書展」などの関連事業を実施いたします。

次に、定住交流の促進でございます。人口減少が進む中、人口を維持するための施策の展開は、いずれの市町においても重要な課題となっております。このため、定住交流の促進を図り、地域振興における地域のつながりの強化、人材育成による住みやすい環境づくりや、筆文化を生かした観光推進事業、国際交流事業など、他の事業との一連の流れの中で取り組みを積極的に広げてまいります。具体的には、町への誘客が見込まれる筆の里工房の企画展に合わせて、熊野町の魅力を紹介するイベントを開催し、定住交流人口の増加を図ります。

商工業の振興策としましては、引き続き伝統産業である筆産業を中心とした地域産業への支援を行うとともに、商工会との連携を強化し、元気のある産業が育つ町を目指してまいります。また、筆産業の振興につきましては、熊野筆事業協同組合の第3次振興計画の推進を支援してまいります。

次に、民生部門でございます。

まず、国の制度改正に伴う対応ですが、消費税率引き上げに伴い、子育て世帯や低所得者を対象に支給される臨時福祉給付金等について、適切に対応してまいります。また、「子ども・子育て支援新制度」や「社会保障・税番号制度」等の導入に向け、各業務の電算システムの改修など準備を進めてまいります。

子育て支援策でございますが、子供の教育・保育、子育て支援を総合的に進める仕組



みづくりが平成27年度から始まります。このため、本年度に実施した子育て世代へのニーズ調査に基づき、「新・子ども子育て支援事業計画」を策定します。母子保健では、健やかな妊娠、出産、育児の支援として妊婦健診、乳幼児健診や育児相談、乳児家庭全戸訪問事業などを引き続き実施いたします。

保育所におきましては、現在、基本的な保育のほかに、延長保育、病後児保育、一時保育を実施しておりますが、発達障害児に対する保育士の加配措置や保育士の処遇改善に取り組む保育所への財政支援措置を講じるなど、保育環境の充実に取り組んでまいります。

子育て世帯への経済的な負担軽減策につきましては、小・中学生の入院医療費と、小学校就学前の子供を対象とした医療費の無償化を引き続き実施してまいります。

障害者施策につきましては、障害者・障害児の心身機能の維持向上や社会参加活動の促進を図るとともに、障害福祉サービスの利用者一人一人に対し、サービス利用計画を作成し、きめ細かな対応を行ってまいります。また、障害者の就労の場である「福祉作業所ハナミズキ」の運営に対し支援を行うなど、雇用の場の確保に努めてまいります。

高齢者施策では、超高齢社会が一層進展する中、団塊の世代の全てが後期高齢者となる10年後を見据えた「地域包括ケア体制」の推進を図る必要があります。このため、10年後のサービス水準、給付費や保険料水準を推計するなど、中長期的な視点を盛り込んだ、「第6期介護保険事業計画」の策定を行います。また、認知症予防も含めた介護予防事業や、地域で高齢者を支えるために必要な地域資源を集約し、活用につなげるための取り組みなど、各種事業を引き続き推進してまいります。

感染症対策としては、予防接種法に基づき予防接種を実施し、感染症の発生・蔓延を防止し、あわせて感染症に対する正しい知識の普及啓発を進めてまいります。

なお、平成26年10月から水痘ワクチンと成人用肺炎球菌ワクチンが定期予防接種に加わる見込みであり、実施に向けて準備を進めてまいります。

これらの保健福祉施策については、去る3月5日、広島国際大学と締結した「保健福祉施策における連携協力協定」に基づき、大学の持つ医療・福祉等に関する学術的知見を活用し、町民の福祉向上と健康増進に努めてまいります。

環境対策としては「住宅用太陽光発電システム等普及促進事業」を引き続き実施するとともに、本町の資源循環型社会推進の拠点施設である環境センター事務所の補修を行います。

消費者対策につきましては、悪質商法などの被害が増加傾向にある中、消費者被害を未然に防止するため、情報提供や啓発活動に努めるとともに、週2回の消費生活相談員による相談窓口の開設など、町民が安全に安心して暮らせるよう引き続き取り組んでまいります。

次に、建設部門でございます。

まず、町内の県道整備状況ですが、県道矢野安浦線において、熊野黒瀬トンネルを含む県道バイパスが、今月の24日に開通の運びとなりました。また、現在工事中の道垣内交差点は引き続き工事が行われ、来年3月の完成予定となっております。呉地方面に向かう工事区間においても、用地買収・物件補償が実施される予定でございます。

県道瀬野呉線の整備につきましては、新宮地区において、引き続き交通安全施設等整備事業による改良工事が行われる予定です。また、熊野黒瀬トンネル入り口付近から新宮方面に向かう瀬野呉線のバイパスルートが本年度中に確定され、新年度は用地買収が実施される予定でございます。

砂防事業につきましては、雲母川における通常砂防事業におきまして、本年度に引き続き用地買収が行われる予定でございます。

深原地区町有地造成事業につきましては、本年度内に完了見込みであり、新年度に水道施設の設計と工事を行うことにより、産業基盤の整備が終了いたします。

次に、生活道路の整備につきましては、東部地域における初神西線、中央地域における道上線の改良工事を実施することとしております。その他の町道につきましても、地元の要望を踏まえ、待避所の設置や局部改良を実施してまいります。

なお、これまで継続的に整備しております熊野団地内の側溝整備事業につきましては、新年度から国の補助金を活用した都市再生整備計画に位置づけ、3年間で整備を完了させる方針で関係機関と協議をしております。

また、五反田橋については、国の補正予算に伴い、本年度3月補正により上部工事に係る予算を計上しており、早期発注が可能であるため、夏ごろには工事が完了する見込みであります。

次に、都市公園緑地管理事業においては、老朽化した呉地公園のトイレを水洗化し、利用者の利便性向上を図ります。

また、林業振興対策事業として、ひろしまの森づくり事業交付金を活用し、新宮地区の竜王山をはじめとした里山林整備事業を実施いたします。都市再生整備計画事業を活

用し、熊野団地内の石神緑地に照明を設置するとともに、東山地区ののり面を緑地広場として整備いたします。

次に、近年全国的に問題となっている空き家については、本町でも実態を把握し、その対策を検討するため引き続き調査を行います。また、子育て世代定住促進助成金事業についても引き続き実施し、子育て世代の定住を促進するとともに、人口の維持、地域の活性化を図ってまいります。

次に、町営住宅につきましては、重地住宅が建てかえ後20年が経過することから、施設の老朽化を防止し、将来の管理コストを縮減するため、長寿命化対策に取り組みます。

さらに、公共下水道事業でございますが、引き続き新宮地区及び川角地区の一部におきまして、約4.1ヘクタールの整備を予定しております。また、出来庭地区の滝ヶ谷団地における工事の実施設計業務を予定しております。

また、上水道事業では、高所配水団地水道施設である城之堀団地の整備を引き続き行うとともに、新宮、初神及び川角地区において未給水地区の整備を行います。熊野団地内の老朽管につきましても、計画的に更新してまいります。

次に、教育部門でございます。

安全・安心な教育環境の充実のため、国の補正予算による学校施設環境改善交付金を活用し、熊野東中学校普通教室棟耐震補強工事を実施してまいります。これにより、学校施設の耐震化率は、来年度末で96.3%となり、国が指導する期限までに耐震化率100%が達成できる見込みでございます。また、同じく防災機能を強化するため、熊野第二小学校体育館天井落下防止工事を実施いたします。

児童の学力につきましては着実に向上しており、引き続き、熊野町学力検査を実施し、児童一人一人に応じた学習指導を実施してまいります。

次に、新年度も学校支援員を小・中学校に1名ずつ配置します。また、中学校には生徒指導相談員を1名ずつ配置し、不登校や学習相談に対応してまいります。また、家庭教育支援アドバイザーや配慮支援員の配置により、家庭環境や情緒的に課題のある児童・生徒にきめ細やかに対応してまいります。

生涯学習につきましては、町民会館の舞台照明設備を改修し、生涯学習拠点としての機能を高めます。また、快適な居住環境の再生を目指す都市再生整備計画事業の中核施設として、西公民館を移転改築するため、測量及び建物の実施設計と造成工事を行うこ

ととしております。

以上の施策を中心に予算編成を行いました結果、平成26年度の一般会計の当初予算の総額は、76億5,000万7,000円となり、前年度と比べ2.5%の増となっております。また、特別会計につきましては、4会計で67億8,926万7,000円、土地取得特別会計を除きますと、前年度と比べ0.3%の増、企業会計である上水道事業会計については、6億640万4,000円、前年度と比べ4.3%の増となっております。

以上、平成26年度の当初予算及び主要施策の概要を申し上げます。

終わりに、今後も住民の視点に立ち、第5次熊野町総合計画に沿ったまちづくりに全力を傾注してまいりますので、諸施策の推進につきまして、議員各位を初め、住民の皆様の格別なる御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、平成26年度の施政方針とさせていただきます。

議長（馬上） 以上で、町長の施政方針説明を終わります。

これより日程第4、一般質問を行います。7名の議員より通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、15番、南田議員の発言を許します。

南田議員。

15番（南田） 南田でございます。皆さん、おはようございます。よろしくお願いたします。

本日は長年にわたって懸案でございます受迫ため池について、町長にお伺いいたします。

熊野町は、熊野町中溝3253番地のため池1筆を中学校プール敷地として使用しております。この土地は廃藩置県後、熊野町が国より譲渡を受けたため池で、明治24年議会決議を受けて村民に無償譲与を認めて移転登記をされたものでございます。

ところが、明治31年、国は新しい民法を公布しました。その民法3条で、人格のないものは土地の所有権を持つことはできないことになっております。民法239条2項で、所有権のない不動産は国に帰属すると定められております。そのため、村が村民に譲与をした土地は無主地となり、国に帰属したのでございます。ところが、村が村民に

譲与をした土地は新しい民法 95 条の公布で、意思表示が当事者に思い違いがあっても意思表示は無効にならないと規定されております。

具体的に申しますと、無主地になった土地でも、これは違法者とは熊野町でございます。熊野町がこれを認めた場合にはその所有権は熊野町に返るという意味でございます。錯誤による無効は当事者の保護のため認められたものであるから、誰が主張してもよいというものではない。また、当事者に重大な過失があるときは、当事者は無効を主張することができないが、この場合、相手のほうや第三者もまた無効を主張することはできない。ただし、当事者は原則として誰に対しても主張することができるのでございます。

意思表示が詐欺や脅迫に基づく場合は、意思表示は取り消すことができる。また、登記をしていても、錯誤による無効を主張する、不動産の返還も請求できるとあるのでございます。

内容が法律上の言葉になるのでなかなか難しいと思うのでございますが、現在のため池は結論として熊野町のものであるという意味になるのでございます。このことにつきましては、長年にわたって申し上げてございますが、町のほうはこれを認めないのでございます。

次は、民法 90 条による解説であります。本条は公序良俗とその違反の効果についての規定がしてあり、公の秩序や善良な風俗に反するような法律行為は公序良俗に反すると言い、このような法律行為は公序良俗に反するといひ、これを目的とする法律行為は無効とされております。つまり、今まで熊野町がやっているのがその行為でございます。つまり社会的な妥当性に欠けるような法律行為や契約は無効で、初めからなかったことなるのでございます。

つまり、村が錯誤登記をしたため、人格のない無主地になり、国に帰属し、国は錯誤したもの（熊野町でございます）に錯誤更正をすることを認め、民法 95 条を公布し、錯誤者みずからこの更正で第三者の介入を許さず、錯誤者の所有として直接所有権更正ができるよう配慮してあるのでございます。簡単に言えば、国は町が自分のもんじゃいうて申し立てて、自分の登記に誰の介入することなく自分でできるんでございますが、町はこれを認めないのでございます。

熊野町長は所有権は熊野町にない、町民のものであると、所有権のない町民と賃貸借契約を締結し、その賃貸人の氏名は守秘義務があると氏名は公表していないのでござい

ます。誰としてあるのか、議会人も一般人もわからんわけでございます。

また、土地の所有権については、民法206条で、これは土地の所有権とはどういうものであるかということをご説明します。また、土地の所有権についても、民法206条で土地の所有者は法律や命令（内閣や大臣で制定する法規ですね）の範囲で自由にそのものを使い、利益を得、処分する権利を持つ。これが所有権でございます。今まで町長が考えたこととはこれは全く違った所有権の説明になっております。

次に、考えられることは、不当利得でございます。これは民法第4章にあるんですが、不当利得ということをご説明するということは、その結果どうということになるかということをご今ここで法律上の説明を申し上げます。

不当利得とは、日常の生活であり得ることによって正当な理由がないのに、一方が得をして、他のほうが損害をこうむる、明らかに不公平である。不当利得したものは返す義務がある。これが不当利得の制度であります。要は、このため池を賃借したものはこれは所有権がないのに賃借して何してるんですから、法律上不当利得となるのでございます。利得したことについて、法律上の原因がなければ、不当利得して返還請求ができる。不当利得に対しては返還請求ができる。

また、民法703条では、法律上の原因がなく、人の財産または労務によって利益を受け、そのため他人に損害を及ぼしたものの、その利益の限度においてこれを返還する義務があるのでございます。極端に言えば、これを黙ってとって利用したものが、町から利益を受けておる、その利益は返還する責任があるということでございます。これは民法704条にあり、法律上の原因がないことを知っていながら利益を得たとき、なお損害があるとき、その賠償の責任を負うという民法でございます。

次に民法709条でございます。故意または過失によって他人の権利または法律上保護される権利を侵害したものは、これによって生じたる損害を賠償する責任を負う。これが今、池を黙って使用したものの損害賠償の法律でございます。

次が、民法90条でございますが、民法95条、206条、703条、704条、709条について関連して言えることは、行政は全てを知っていながら、昭和31年に民法239条2項の関連法律を適用し、錯誤更正によって不動産を利用し、中学校の校庭を町の所有権として管理しているが、これらの行為はため池は町のものであるということをご行政は知ってやり、その法律を適用してやったから熊野町になっているんです。しかも、この無主取得地は町内に130筆余りあるのでございます。その土地を特定の人

に所有権を認め、所有権はないことを承知で賃借契約を締結し、賃貸料を公金で支払いしているのをごさいます。この場合、公金で賃貸料が支払うことで、同じ町民にありながら、一方の町民は得をし、片方の町民は損害をこうむることになるのをごさいます。明らかに不公平であるのであります。不当利得したほうの町民は返還する義務があり、不当利得の制度であると。

法律により、法律上の原因がなければ不当利得をした町民は返還の義務があります。しかし、この原因は町の執行部が仲介であり、以下704条から709条において損害は町執行部の不始末に原因がしており、行政執行部が全てを知り、最終は法どおりに法律行為がされているが、これはちょっと、次からというのは、最初いうのは昭和31年に現在の中学校の校庭をやったときにはその法律どおりにやっておるのでごさいます。次の契約というのが、中学校のバスケットボールコートと同じ人から同じ方法で契約しておるのでごさいます。このときには所有権は町には認めてもらえなく、その人らの所有権として契約がされておるのでごさいます。それから平成元年がこのたびのプールでごさいます。平成元年から平成18年までの間の行為は、たびたび議会質問を私でしたが、賃借人は返還には応じなかつたのでごさいます。

ところが、平成19年、前任者の死亡で、新任者が町長になられたのでごさいます。それを機に、ため池は町には所有権はない、町民のものであるとして、私の一般質問等、一切受け入れなくなり、議会までも多くの方が私の無主ため池を正常である、熊野町の錯誤に更正することを議員提案したところ、今までの町長が登記錯誤は認めていない、町に所有権がないということに来ておりますので、この登記は反対であると現職議会選出の監査委員の反対討論があり、氏名を言って悪いかよう知りませんが、尺田議員ほか1名の方の賛成討論は得たのでごさいます。反対討論多数で否決になりました。

ここで町長にお伺いします。町長はため池は町民のもので、町に所有権はないと決定的発言をされておりますが、ため池は法定外公共物として明治初年、日本政府が徳川幕府より返還を受け、太政官通達により明治10年ごろには各県庁より町村に返還されており、当時の記録に町村変遷法、県令規則、地方税規則の3新法が公布されております。明治12年戸長の任命があり、明治20年に戸長役場で事務が始まって、ここに不動産登記の戸長役場で受け付けられ、町内に当時の登記済みが残っており、既に登記は行われていたのをごさいます。

ここで、ちょっと具体的に説明をしますが、御存じの方が少ないと思いますが、戸長

役場というと、昔の庄屋さんという方ですが、町村の代表の庄屋さんを集めたものを戸長役場というて、陸地部では熊野に・・・で戸長役場が開かれたのでございます。戸長役場が当時の土地についてされた記録が今に残っているのでございます。土地台帳の整備も終わっております。

ここで町長に尋ねます。町長の発言であるため池は町民のものであるとの発言は間違っている。土地台帳に調査するに町有ため池としての台帳が作成されており、法務局の旧台帳に残っていると。三村町長の発言は間違っている。初めから私が発言しているように、歴代の町長の発言から見ても、議会の発言を考えても、特定の人所有権としてつくり上げ、工作がされている。特に、この3年間の私の一般質問の町長の答弁、自己の空想を町民に披露しているだけの、法的の内容は考えられない町長の答弁であります。ここで町長の本心を知りたいと思います。

ここで町長の答弁を求める。町長が所有権は町にはない、町民のものであると言われた言葉にうそはないと信じますが、できないときはどうされますか。その責任は誰にあると思われませんか。この責任については、既に第4章で申してありますとおり、いろいろな罰則規定があり、ただこれでわからんと終わるべき問題でないのでございます。特に、土地の問題であり、町民個人の問題で、町の行為でその人らに罰則規定がかかる可能性もあるのでございます。

ここで町長の答弁をお願いいたします。

~~~~~

議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~

町長（三村） 南田議員の、ため池受迫の賃貸借についての御質問にお答えいたします。

毎回のよう御質問をいただきますので、ここでいま一度、籠池受迫に対する町、あるいは私の見解を申し上げさせていただきます。

まず、籠池受迫の所有権でございます。籠池受迫は、明治23年に、当時の熊野村議会で、従来の充水迫、これは水が充つる迫と書きますけども、に無償譲渡する旨の決議が行われ、翌24年、明治24年でございますが、この譲渡を原因として、土地台帳に籠池受迫を所有者とする所有権移転登記がなされております。120年以上も前の出来事でございます。この受迫について、今の私たちの立場で特定するということは困難



だと思いますが、当時の村及び村議会としては、相手を認識して譲渡したものとするのが妥当であると思っております。

このことから、何度も申し上げてまいりましたが、当時の熊野村から「籠池受迫」への譲渡の意思表示があり、所有権は移転されていると考えております。

次に、籠池受迫名義の土地の賃貸借契約についてですが、町では昭和40年に中学校のグラウンドとして、また平成元年にプール敷地として使用するため、個人との間において賃貸借契約を締結し、現在に至っております。

この個人は、契約書の中で籠池受迫代表として記されておりますので、町もその個人も、登記簿名義の代表者であることを確認し契約したものと推測されますが、そのあたりを証する書類、経緯書などは残っておりません。ただ、町としましては、プール契約から25年、グラウンドの契約からは49年にわたり、この間、所有権を主張する第三者はあられず、安定的・継続的に学校施設としての利用が継続できている状況から、賃貸借契約を今後も継続していくことは問題ないと考えているものでございます。

終わりに、町内にあります籠池受迫以外のいわゆる受迫名義のため池の所有権でございますが、考え方は籠池受迫と同様であり、法律的に、非常に専門性・特殊性のある問題のため、これまでに複数の弁護士、大学教授、司法書士等のさまざまな専門分野の方に御相談をしてまいりました。皆さん同様に、所有権は登記簿に記載のある受迫にあり、熊野町には所有権はないとの回答でございました。そして120年前に錯誤があったかどうか、これは民法95条、議員さん主張される錯誤規定ですが、120年前に錯誤があったかどうかは、物的・人的な証明方法がもはや不可能であり、120年前の錯誤を論議することは意味がないという回答でございました。

また、登記簿の所有者、受迫を、他の名義に変更するには、例えば町なら町ですね。裁判所の裁判以外にないという回答でした。

以上でございます。

議長（馬上） 南田議員。

15番（南田） 町長にお伺いします。町長は抽象的な言葉を使われますが、昭和23年に改正にはなっておりますが、太政官布告から現在までの法律は消えたということはないのでございます。必ず承継が書いてあるのでございます。太政官布告は明治31年

の明治新法で公布されておりますが、公布された中に太政官布告は新法にこれは適用するということがはっきり使っているのをごさいます。それから、明治31年の法律は昭和23年敗戦で憲法も改正になり、全ての民法も改正になっておりますが、これは廃止したものでなく、連続してこれは使えるような法律で、条項は今は忘れておりますがでております。

町長は、明治時代のことでわからないと言われてますが、法律は連綿として残っており、ここで消えたということはないのをごさいます。今度、登記簿で云々と言われてますが、私は登記の専門家でございます。早稲田の大学は出ておりません。小学校しか出ておりませんが、実務を60年間やってきております。

所有権についてでございますが、民法31条は現在も生きております。連綿と続くように改正のときに。極端に言うたら、町長はこのことはわからんような意味のことで、わからんことはありません。今登記所へ行って調べたら必ずわかります。極端に言うのは、町長が言われることはようわかる。この前の議会のときにもちょっと大きい声になったりしましたが、町長は私は知らない、役場のことじゃけ、悪けりゃ告訴せいと私に言われました。ようよう覚えちよってと思われます。私が告訴する必要はないんですよ。行政の中の間違いは行政でただされるべきですよ。財産じゃけ言うて、私に利害があれば別ですけど、私には利害がないんですけえ、私は議員として問ひよるんですから。

私とその法律的に言いますよ。太政官布告で、今の時代には、今の人権とか人格とかはなかったんです。人格は明治31年のときの第3条で、これは現在も生きていますよ、この法律は、第3条で。日本の国において人格のないものは不動産は所有ができませんということを3条ではっきりうたっているんです。それならそれをどうするかというたら、そういう場合には、これは国が、もともとが日本の国土というものは個人のものじゃないんです、国のものです、国から預かちよるんです。民法の29条の2項ですよ。あれで人格のないものは所有権は持てんと。この場合は不動産は国に帰属すると。所有権がない場合は全部国に帰属してるわけですよ、法律は。

それを再度するために、民法239条の2項があるんですよ。国に、所有地、なかった場合はこれを国へ帰属する。しかし、それを再度するために、現在も生きてますよ、民法を見てください。民法の95条に、どのように書いてあるか。消えちゃおりませんよ。

ここではっきり言いますよ。警察へ行って問うたら、警察に役場、役場に登記簿を調

べに行ったら、登記簿は受迫いう登記になっちゃりますけえ、南田さん、あんたが間違うちょんじゃと言われましたよ。私はそがな素人反面なことを問いやんじゃないんですよ。法律上で問いやるんですけえ、法律上の答弁をしてください。329条の1条、239条の1条の2項にあるんですよ、国に帰属するいうて。何がわからんものは日本の土地じゃけえ、皆これは国のものになりますよと。

しかし、それを投げておいたんじゃあどうもならんから、民法95条をつくって、本人が間違えたということを認めてあれば、それは本人のものじゃけ、本人へ返しますと。この返すのには、役場の職員がおるんじゃなあや。登記をやったことがあるもんがおるんじゃなあや。この登記をするのに誰の判も要らんですよ、町長の判だけで、登記いうたら双務契約いうて、権利者と義務者がいるんですよ。これは民法でこれを助けるために何も要りませんよと。町長は更正を申し出てください。そうすればいつでも熊野町に、その法律を適用したのが、昭和31年の中学校の、これは関係したもんがおられるわかりませんが、これは古土井さんという関係で調べたもんじゃが、これが受迫じゃったんですよ。七ツ池受迫いうて、同じ法律でできた、同じ条項でできたほうなんですよ。熊野町ね、それを私が手続をしまして、私はまだ議員でございませんでした、司法書士でしたよ。私はこういうことは珍しいいうんで、本庁まででお伺いを立てたら、それはこうこうで、熊野町が届けをすりゃいうんで、そのとおり登記をしてもらって、登記済みがあるかいうたら、なあんじゃ。あるわけはなあんです、登記したんじゃないんですよ。届けだけじゃけえ。届け出りゃなるんですよ。それを町には関係ない、わしのもんじゃなあ、はねころがしとったらどうなるんですか。

そりゃね、ここには50万円を出して顧問弁護士もおらりょう。町長は日本一の大学、特にその大学の中でも法律の専門家が多い早稲田の学校を出ちよられましようよ。私は小学校しか出ちよりませんよ。あなたが言われることに言い含められる必要はないんですよ。それがうそじゃ言われるんなら、私のところに判を持ってきなさい。私は何も要らない、誰の同意も要りゃませんよ。すぐ熊野町に切りかえてあげますよ。

昭和31年にやっちょるけまだ古いことじゃないんですよ。昭和31年に町長はあなたはそれからまた後に、20年後に町長になられたんじゃ。その間の間の町長も所有権は認めちゃおらんですよ。こういうことを言うたら、証拠がないとすぐ言われるんですが、こういうことを言うたら、学校がプールができんけえいうんで、南崎町長が、わしは名前を言いますよ、南崎町長が業を煮やしたんですよ、県が土地の同意がどうじ

やこうじゃいう。京面議長と話し合いで、5年間ほど賃借料をくれ、それなら戻すけえ。そのときに調査したのが、当時の小田原助役が県へ行って、5年したら戻るようになるけえ、実際はうそかどうか調べてくれ、わしはうそじゃ・・・、・・・うそじゃなあ、わしが立ち会うたんじゃけえ。ただ、そのときに小田原助役が県から調べて戻った現物がうちにあります。こんな問題がなることじゃ思って、わしはガラスへはめて現物をそのまま持っております。これは用紙は役場の用紙です。コピーも役場のですよ。何も調べずにおいて、ただ自分の責任だけ逃れようと思って、そがなもんじゃありませんよ。

今昭和31年は・・・、昭和40年か45年かに次の契約をしておりますが、それから50年になりますよ、40何年に。その間に権利がないものへ賃借料を払っておりますわな。これは公金じゃないんですか。

私は役場をねがう、それはあなたは遅く入られたんじゃが、南崎さんのときから平本さんに関して、もますまあや、もますまあや、もまさんようになるべくええがにしようやいうて話をしたんです。そのときに議員さんが、平本町長のときには議員さんが中へ入られております。そりゃ今の所有者がどこで調べたかしらんが、もらえるもんじゃけえもらおうや、戻すまあやいうんで、戻してもらおうように解決ができなんだ。それじゃあどうもならんけ何ともしようや言うたら、平本町長が死なれて、あなたが後をとられた。

あなたがこのため池は町民のものであると、町のものではないということをはっきり言うて、何遍言うても。それじゃあ、法律を知らせてください、法律があるんですけえ、それが法律があれば法律どおりに言うてくれれば、私は一つも文句は言いません。それじゃあなあ、町内のことじゃけえ、もまさんようにしよう、もまさんようにしよういうて、どれだけ話を。

今からでも遅いことはありませんよ、議員さんがここにおられるんじゃけえ。どうしてもあなたが本間じゃ言われるんなら、そりゃ現在賃借しておられるものの登記に見せてくださいよ。登記に見せ、そりゃどういう方法でもあなたたちは、そりゃ大学を出て、偉い顧問弁護士までつけてやりよれる。私は1人だけの、私は誰もおりませんよ。誰も私の応援をしてくれるのはおりませんよ。おまえはばかじゃいうてみんなが笑うんじゃけえ。我のこともないのに言うんじゃが。

この問題はどうか。解決ができんから、熊野町がある限り、権利のなあものに賃

借料を払うんですよ。傍聴もおられます。はっきり答弁してください。私は逆らうわけじゃないんですよ。賃借を払われる・・・ええですよ。一つも文句は言いません、わしの銭じゃなあんじゃけえ、町民のみんなの銭じゃけえ、文句は言いませんが。払う原因の法律がどこにあってね。今のはっきり言いますよ、今誰か知らん、宗盛いう人がなったということだけは聞いておるんですが、議会で宗盛さんいう人がなったんじゃが、あんた所有権がわからんような答弁が出ておりますよ、西村町長のときに。

この受迫という関係は、皆さんがこのたびが初めてじゃ思われるんですが、皆さんようよう知っちょるんじゃ、わしが違うちよつたらね、言うてください。今の出来庭の滝ヶ谷の新池、ある宗教教団が、寺のところをこさえるいうんで、西村町長が中へ入って・・・、買うてくれ、買おういうんで、300万円手付を、それは皆知っております、300万手付を打たれて。それで、早うそれじゃあ登記してくれ、建てるけえいうんで、役場の課長より、今も残っちょる思うんです。県へ調べにいきよるんですよ。それなら、県に、これはそがなところを売られてええ気分なじゃなあ、これは。公共のもんじゃけえ。それなら300万手付を打った銭を役場の職員が中へ入って世話をして、その銭をみんなに飲め飲めいうて飲ませて、その銭が払われんようになって。そりゃ知らん言われれば、わしが聞いちょる範囲はそうです。職員が払われんいう、誰が払うんか、町長はわしは知らんいう、結局職員を首にしていうことはなあが、希望退職にして退職金をふやして、その退職金をとって手付金を払うた。職員は皆知っちょりますよ。その人が首になって、首になるのは自分は納得したんじゃけえじゃが、結局、希望退職にして、町の銭で手付金を払うちよるんですよ。それを担当した課長がまだやめちゃおるが熊野町におるが、問いに行ったら、知らん、言わんよ、あんた、好きにせえや。・・・さん・・・知らんように。

皆さんも御存じか知りませんが、受迫ため池というものは日本でないんですよ。熊野だけです。平本町長のときに国会図書館まで、ここに職員さんもおってじゃ思う、国会図書館まで調べにいったんです。それが近ごろわかったんじゃ、広島県にありました。

一つも何も研究も何もせずに、ただ自分の都合のええようなことをここで答弁しよる、そうばかりはいきませんよ。町の銭は少なくとも2億円はいっちょりますよ、大方。損害金から利息を払ろうたら2億円以上のものでありますよ。これは町民の銭ですよ。

町長、あなたをいじめるんじゃないんですよ。わしは正しいことをしたけえここで言うだけで、今からでも話し合いに乗ります、いつでも。調べにいけ言われりゃ、わしは

給料はもらやしません、議員じゃけえ。日本中どこまでも調べにいて。正しいことを行政でやってもらいますよ。いじめるわけじゃないんですよ。

いつ切れるんですか、その今の契約の銭が。所有権のなあものに払いよる銭がいつ払わあでもええようになるんですか。都合のええときには、わしは知らん、ねがえ、ねがうんじゃない、役場の庁内の中でやったもの間違いじゃけえ、庁内の出来事は町長が庁内の職員を告発してただすべきもんですよ。

皆さんもようよう御存じじゃ思います。もう時間が来ますけえね、やめますが、わしは20年前に西村町長と、町の銭で個人の墓所を直してるけえ、ねごうたことがあるが、結局、行き詰まるところが職員の責任になるんですよ。町長の権限が強いのはよう知っとなりますよ。それで、弁護士に問うても、町長と告訴すなと言いますよ。町長は町の銭で裁判する。わしは個人の銭で裁判するんです。勝てるわけではないんです。

そりゃ当時の職員さんはおってんなかろうと思うがね、うちには・・・書いてもらった書物もありますよ。そがなもますようなことはしとないんですよ。正直、議員さんの中には知っておられますよ、中へ入ってもらって、今までの銭は戻してもええけえ、どうでも後へ残さんようにしようやいうんがわしと平本さんの考えじゃった、平本町長の考えじゃったんです。ほかのことを後へ残したんじゃあ、いつまでも禍根が残るけえ。そりゃ2人の個人的な話であります、・・・でしたが、結局、金をどうするかというて、金をどうするいうとこで、今さら戻せいうわけにいくまあけえ、町民のことじゃけえ、そりゃ議会へ頼んで、議会で決議して、放棄するか何かの方法をしてから、後へ残さんようにして、どうでもこうでもやめちよこうやいうのがそれじゃったんです。それならあなたが出てこられて、そりゃ町民のもんじゃ、町のもんじゃなあいうことを、まだ今だにあなたの言葉は変わっちゃおりませんよ。

私がどれだけほんまに、議員じゃけえどれだけ手間を使おうが、何しようが、そりゃ報酬をもらいよんじゃけえ要りませんよ。こういう熊野町が続いたんじゃあだめですよ。いつか切りをつけんにゃ。三村町長、あなたがやる気があればそりゃ応援はします、できることは。ただ、そりゃ個人的なことにはあるけえじゃがね。そがなもんじゃじゃないんですよ。これは何百年残るかわからんのですよ、後へ。それを言うんです、わしが。・・・いうことは一切ないですよ。熊野町の発展はないですよ。

そりゃ議員さんもえっとおりますよ。どこまでされたか、聞いてみたいんですよ。町のことを考えた議員が何人おるか。それがここで切れるんなら問題はないんですよ、いつ

まで続くかわからんのですよ。それをわしを悪いように言うてね、熊野じゅう言うとなさるよ。そりゃどう言われても結構ですよ。

こういう熊野町が続いたんじゃ、熊野町はだめですよ。まだもう10分あるけえじゃがね。何とか返事をしなさい、どっちかへ。思いが違うなら、ねがえならねがえ言いなさい。わしはねがいませんよ。そがなばかな利点がああ、わしが西村町長をやったときに、大方500万円要ったんですよ。誰もくれちゃあなかった。町長は役場の銭で裁判しなさる。

あなたが・・・られる気持ちはわしはよくわかるんです、西村町長の気持ちもあるけえね。しゃあない何ぼこんなのを言うたけえいうて、わしのほうが強いじゃけえ。そりゃ確かに強いですよ。私には町民いう味方があるけえ。そりゃ町民がええよ、・・・銭でも・・・やりんさいやいうて、わしを応援してくれん人がおれば、仕方がない、私の不徳のいたすところで。私はこれを済むまでは死なれんような気がするんですよ。そりゃこまいことではあるが、議員の責任ですよ、半分は。

今ここで解決・・・話し合いをしてもいますので、あなたがどないえらいところで調べてください。そして私の言うたことに間違いがあれば私が責任を持ちます。私も65年司法書士をしてるんですよ。一回も文句を言われたことはないんです、熊野町で、600も700も1年にしたことがあるが。それは無理なことをせんからですよ。どうでもこうでも、これを解決せんじゃ、いつ解決ができるんですか、町長。銭を払いさえすりゃいいんですか。

わしはこのたびが済んだら町民へ問いかけてみようと思う。それでも町長はわしより強いですよ。わしができる限りをしとかにゃ、後への禍根が太いんですよ、これは。

まあ、やめますが、町長は答弁せんけえの。ほんまにですよ、わしが間違いなら言うてください。わしもきょうもここへ書いてるがね、恐らく傍聴の人もこれだけの法律のことを書いてもわかるまあ思うんですよ。いろんなことを研究しましたよ。

町長がどうされても、わしは自分からはねがうことはしません。町民をねがうことになるんですけえ。町民から銭をもらうちよんさるんじゃけえ。前のときに、職員をねがう気持ちはなかったんじゃ、職員の責任じゃいうて、職員へ責任が行ったけえ。4年間と、ここの中の人でも毎回傍聴してくれてる人もおりますよ、傍聴して・・・、裁判所へ。それぐらい一生懸命やったんですが、結局、個人を泣かすいう考えはないから、私は涙をのんで、何百万という裁判の銭を捨てて。

熊野町のためにもう少し考えてみてください。どうしてもと言われるんなら、私は裁判はしません。裁判せえでもやることを考えておるんです。これを町民へ披露して、そりゃええことをしてくれた、今の町長と言うものが何人おるかやね。要らん錢を払うように。

そういうことで、私も今期1期が終わりじゃ思うんじゃが、やめられんようになってしまうよの本間言うんじゃが。

終わります。

~~~~~

議長（馬上） 以上で、南田議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

11時10分に開始します。

（休憩 10時56分）

（再開 11時10分）

~~~~~

議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、7番、藤本議員の発言を許します。

藤本議員。

~~~~~

7番（藤本） 7番、藤本でございます。

早々ですが、通告書に従い、本日は2点について質問を行います。

まず、1点目として、学校給食についてでございますが、デリバリー方式の学校給食を小学校だけでなく中学校にも導入すべきと考えますが、町としてはどのようにお考えかをお答えいただきたいと思います。

続いて、2点目でございますが、本年3月24日に熊野黒瀬トンネルが開通します。これを受けて、黒瀬町側から熊野町側への通過交通量の増加が予測されると思います。朝夕の渋滞を緩和するために、町内の道路整備が急務であると考えられるわけですが、町として今後の道路整備についての方針を伺いたいと思います。

以上、2問でございますが、私も1時間ほど頑張ってみたいと思いますので、しっかりとした質疑を行いたいと思います。よろしく願いいたします。

~~~~~



議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~

町長（三村） 藤本議員の二つの御質問のうち、1番目の学校給食についての御質問は教育部長から、2番目の町内道路の整備についての御質問は私からお答えいたします。

熊野黒瀬トンネルの開通により、東広島市黒瀬町方面から広島市等へ向かう交通に対して、道路の走行性が向上いたします。また、26年度中には東広島呉自動車道が全線開通し、高速道路へのアクセスが改善され、町内の県道矢野安浦線の交通量増加が予測されます。町といたしましては、引き続き本町の幹線であります県道整備の促進に向けて取り組んでまいります。

なお、詳細につきましては、建設部長から答弁をさせます。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~

建設部長（森本） 藤本議員の、町内道路の整備についての詳細についてお答えいたします。

議員、御指摘のとおり、県道矢野安浦線バイパスの熊野黒瀬トンネルの開通を控え、本町の幹線道路における交通車両の増加が懸念されます。現在、町内の県道矢野安浦線では、道垣内交差点の改良及び川角から呉地までのバイパスの整備が進められているところであり、これらの整備推進につきまして、引き続き事業促進を県に要望してまいります。また、県道を補完する主要町道として、昨年12月末に、団地地区と出来庭地区を結ぶ町道出来庭川角中央線を供用開始いたしまして、県道交通の緩和に一定の効果を挙げているところでございます。今後、この路線の延伸及びこの道路に接する町道呉出来線の拡幅等を検討してまいりたいと考えております。

一方、国は昨年を「メンテナンス元年」として、インフラの老朽化対策に取り組んでおり、本町においても道路ストックの総点検や五反田橋のかけかえなどを実施しております。今後も道路の計画的な整備と適正な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 藤森教育部長。

教育部長（藤森） 藤本議員の、学校給食についての御質問にお答えいたします。

藤本議員の御指摘のように、現在、デリバリー方式の学校給食は小学校のみで実施しております。中学校に給食導入をとの声がありましたことを受けて、町教育委員会では、平成22年10月にアンケートを実施いたしました。対象は、町内4小学校5、6年生児童490名とその保護者、及び町内二つの中学校1、2年生生徒492名とその保護者です。

結果は、児童・生徒におきましては、給食を「希望する」が13%、「希望しない」が67%、「わからない」というのが19%、保護者におきましては、「希望する」が58%、「希望しない」が27%、「わからない」が15%でした。

希望する主な理由は、「栄養・衛生面での配慮がしてあるので安心できる」これが61%、希望しない主な理由は、「家庭からの弁当持参が可能である」が56%でした。

教育委員会といたしましては、本アンケート調査結果を参考にし、また、家庭弁当によって、保護者が子供に合った嗜好、量の調節、栄養への配慮が行えることや、保護者が子供の心身の状態を把握できること、子供と保護者のコミュニケーションの材料となることなど弁当持参の意義は大きいと考えており、現在は中学校でのデリバリー給食は実施しておりません。今後は、さまざまな情報を収集し、研究したいと考えております。

以上でございます。

議長（馬上） 藤本議員。

7番（藤本） ありがとうございました。

それでは、これより一問一答でこちらにもしゃべっていただくようにさせていただきます。

まず、デリバリー方式の給食についてでございますが、今詳しいアンケート結果をお答えいただいたんで、ここへそれを問おうと思ってたんですがちゃんと用意されてたんで、これをもとにどんどんやっていきたいと思っております。

さらにもうちょっと聞きたいところでいえば、広島県内の小学校、中学校の給食提供率というか、給食をやってる、またはデリバリーをしているというその率ですね。そこ

らをまず一つ。それから、その中にはまた別に今度は小学校、中学校でのデリバリー  
のみの学校数の中での割合。

デリバリーにすることで、町として予算的な問題が生じるのかどうか、この三つです  
ね。アンケートは先ほどお答えいただいたんで、この三つに関してちょっと答えてくだ  
さい。

議長（馬上） 藤森教育部長。

教育部長（藤森） まず、学校給食の実施している状況ということになると思います。

まず、小学校の実施状況ですけれども、これは広島県内で小学校につきましては、学  
校数において、全体の学校の中でどれだけの割合かということですが、広島県では98.  
1%という、98.1%が学校給食を実施しているという状況となっております。それ  
で、子供たちの数でいくとどうなるかという、これは先ほどの平成24年5月1日現  
在の状況ということで資料が出ておりますが、同じ資料で、子供の割合では98.7%  
というふうになっております。

次に、中学校ですが、中学校、学校で学校給食をしているということで、広島県内  
では66.7%の学校が給食を実施しておるということになっております。子供の数の割  
合でいきますと53.6%が学校給食を食べているという状況だということです。

デリバリー給食という考え方の問題なんですけれども、実はちょっと資料として考え  
方をどういうふうに分けていくのかというのが難しいところがございます。と申します  
のが、今ほとんどどこかで集中的につくって配っていると、これが学校給食の基本にな  
っておりまして、それと対立する考え方が自校方式と呼ばれてますけど、各学校で給食  
をつくって、その給食を自分のところの学校で食べてると、こういう状態。現実には、  
今のところのほとんどがデリバリーといいますか、配達されているのを食べているとい  
う状態だと思います。

実際、中の資料としてはちょっとどういうふうになっているのかというデータは見つ  
かりませんでしたので、申しわけありませんが、大半がそういう状態だろうというふう  
に推測されます。

それから、デリバリーした場合の予算ですけれども、学校給食は材料費につきましては  
基本的に保護者の方が負担されるということでございます。ただ、調理にかかる経費、

それから配達にかかる経費、これを熊野町の場合でも町が負担していると。デリバリーの場合には、今の町がやっております受託方式というのは業者が自分の施設を使って自分の施設からつくったものを配ってくると。これは町自身が施設をつくって、そしてそれを動かしながら、また人を雇って人件費を使ってというような形に比べて、効率性がやや高いたらうという程度のことではと言われております。それらについては個別に内容を見ていかなければなりません、町としては今の委託方式が効率がいいというふうに考えて実施しております。

以上でございます。

議長（馬上） 藤本議員。

7番（藤本） 結構調べてらっしゃいますね。ちょっと、あら、そこまで答えていただけたのかと思って感心しておりますが。

ただし、デリバリーにすることで町としての予算がという、例えば中学校にそれを導入したとして、お金がかかるのかということを知りたかったんですね、簡単に。

議長（馬上） 藤森教育部長。

教育部長（藤森） 中学校で学校給食をした場合、どれぐらいかかるのか、ちょっと前提となる考え方もいろいろあります。例えば、今のうち小学校で80%が学校給食を受けている子供たちの割合になりますので、それらの問題。100%にするのか、そういう考え方をするのか。また、子供たち、中学校になって食べる量も考えた上で調理等に影響があるのか。これは実はちょっとわかりにくいところです。

単純に今の状態から考えていくと、今小学校が3千何百万という程度の調理の委託というようなことになろうかと思えます。それらのことから考えると、中学校で実施した場合2,000万円ぐらいかかるのかなというのが想定の数値。これはあくまでも今申し上げましたように、余り正確な内容というのは言い切ることができませんけれども、イメージとしてはこういう感じではなかろうかというふうに思っております。

以上です。

議長（馬上） 藤本議員。

7番（藤本） ありがとうございます。

では、そのことはちょっと整理できてないんで置いておいて。

さきの全員協議会で三村町長から、小学校のデリバリー給食が3日間だったと思いますが、停止されたことについて、いろいろとお話しいただきました。停止の原因は配給元のノロウイルス発生ということであったかと思いますが、広島市内のデリバリー採用の学校は、私が新聞で見た限りにおいては1日のデリバリー停止であったように聞いておりますが、なぜ熊野町は3日間かかったんでしょうか。

議長（馬上） 藤森教育部長。

教育部長（藤森） デリバリーの停止につきまして、広島市の教育委員会にどういうふうにされているのかということをお伺いを我々のほうでもしております。広島市が停止をしたときに、どういうふうな対応をするかということ、広島市さんは中学校の給食、ほとんどこれはデリバリーというような方式でやっておられるようです。これを日米クックを含めて6業者さん、それでそれぞれ分担してやっているという状況だったということです。そして、日米クックが給食ができなくなったということで、残りの5業者に日米クックがやっていた部分を分担してもらおうと、こういうやり方で実施すると。これがスムーズにできたということです。

熊野町の場合は1社と契約をしておりますので、すぐそれでどういう対応ができるのかということが難しいということがございました。日米クックが観音工場を持っているということで、そちらのほうを場所を見せていただきまして、ここで対応ができるということを確認した上で、3日後に始めたということでございます。

以上でございます。

議長（馬上） 藤本議員。

7番（藤本） 今の3日かかったということが別に問題ではないんですが、今言ったように、危機管理というか、そういうものが起こった場合に、1社にしておくことによっ

て、じゃあ1社がだめになったら、1社というか、そこがだめになった場合は当分かかるんかなと。3日じゃなくてもっとかかるんかなということで、日米さんであったから、何個かの工場があったから3日で済んだんかなとか、いろいろ考えますが、大体本来やっぱりそういう危機管理の部分から言えば、熊野町としても万が一そういうことがあった場合はどこに委託し直すとか、どういうものを提供して3日間ではなく、2日で、もしくは1日でというマニュアルができているのかどうか。業者任せになってないのか、そういう部分が3日間という部分で気になるところですよ。

じゃあ、危機管理というか、そういうマニュアルがあるのかどうか。今、広島市にお聞きいただいたということですけど、もちろんいろんな情報を集めることは必要ですけど、熊野町としてそうした場合のマニュアルができていたのかどうか。そこを答えてみてください。

~~~~~

議長（馬上） 藤森教育部長。

~~~~~

教育部長（藤森） 危機管理につきましては、緊急で給食をとめなければいけない、例えば、緊急な休校というようなケースもあります、そういうもの。それから、このように食中毒が起こった場合の、マニュアルというほどではありませんけど、対応先としてはいつまでにどうするのかというのはございます。

ただ、管理といたしまして、とめるというところまでで、再開についての十分な準備というのが、先ほどありましたように、1日で回復させることができるというような、そういうような形でのマニュアルは持ってなかった。今後については検討していかなくちゃいけないところだというふうには思っております。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~

7番（藤本） そうですね。やっぱりそこらあたりのマニュアルは、ちゃんと教育委員会であろうがやっておいていただかないと、直接町民に影響があることなんです。恐らく建設関係であれば、例えばA社に発注をして、A社がもし何かあったときにはどういう対処をするかということは、恐らく建設に関してはやってらっしゃると思うんです。

よ。私もちょっと聞いた話では、例えば広島市であるものを入札にかかった、入札にかかった時点で、広島市あたりは、もし万が一あなたの会社が何かあったときはどういう対処をしますか、それに準じた書類を出しなさいと。それが出ない場合は入札には参加させませんという形で、要は最初から危機管理を考えて、もし何かがあったときにはどういう対処をすべきかということを業者にちゃんと説明をさせて、そうした後に入札させているわけですよ。

ということは、例えば日米さんが万が一何かあったときは、例えば観音工場で次の日は提供しますとか、例えば、協力会社であるどこどこ弁当屋さんに協力を求めて、次の日には対処させますとか、じゃあ具体的にその店を出しなさいとか、そういう形で広島市は入札に関して物品であろうが、物品でしたけど、その部分に関してはちゃんとそういう厳しい、最初からそういうものを出してないところには入札をさせないというものをやってらっしゃるんですよ。そこらあたりまで、やはり教育委員会であったとしても、将来的なことを考えて、危機の管理という部分に関して考えていただかないと、同じようなケースが出た場合に、じゃあ2日になった、3日になった、4日になったということになってしまうんです。今その部分はこれから勉強していきたいと思いますということで結構かと思いますが、そのことに関して、ほかの部分でもやっぱりそういう入札に関して、建設とかそういうところは結構厳しくやってらっしゃると思いますよ。ランクがAであるか、Cであるか、Bであるか、いろいろやってると思いますが、教育に関しての物品とかそういうものに関しては、それがなされてないと思うんです。やっぱりそれは教育だけがそういう部分でしなくてもいい問題じゃなくて、深く考えておいていただかないといけないと思います。

続いてですけども、さっきの今の1社でやってるとい部分の話に戻りますけど、これは2社で考えることはできないんでしょうか。

~~~~~  
議長（馬上） 藤森教育部長。

~~~~~  
教育部長（藤森） 現在の学校給食、業者を決定しております一つの考えが、学校給食ではその日の午前に給食をつくるわけです。そして、それから学校に向けて配達して、学校ではそれを配って食べると。こういう時間がかかるということになります。

学校では保冷施設等があればかなり状況も違うのですが、現在のところでは学校では

普通に室温の中に置いているという状態になります。ということで、できるだけ早く学校に配達をしないと。そして、食べるのもできれば早いほうがいいんですが、これは学校の時間等もあります。調理を開始してから学校に配達するまでの時間をできるだけ短くしたいということで、熊野町では7時半以降に調理を開始してほしいというのをつくっております。この7時半以降に調理開始して、学校に12時前までに着くと。できればもう少し早くしてほしいということでつけておりますが、この範囲を考えた上で、現在のところでは日米クックの阿戸工場が対応できる一番近い、一番遠いというべきですか、ところだろうというふうに考えております。

その中で、なかなかそういうことができる事業所というのがなかなかございません。うちのほうが発注できる可能性がある業者を何社か調べたところで、日米クックの観音工場がその次に近い工場というふうになっております。2社にするのがどうかというのは、先ほどありました保冷の施設等の検討、それから最近の技術的にも少しいろいろな弁当なんかについての技術も変わってきている面があるかと思えます。それはちょっと研究しないとイケませんが、現在すぐにはなかなか複数というのは難しいというのが今の状況だろうというふうに思っております。

以上です。

~~~~~  
議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~  
7番（藤本） 保冷のとかいろいろおっしゃってましたけど、ちょっと意味がわかりません。意味がわかりません。要するに、今の冷蔵施設とかそういうもので考えてみたら、保冷車にしたって、それ随分昔の保冷も何もないような、冷房も何もないような中での配達の話のような気がするんですけど、じゃあ、広島市内からほかの弁当屋が持ってきて何分かかりますか。確かに阿戸から持ってきたら近いですよ、10分か15分で来るでしょうよ。広島市内の、例えば広島駅あたりから持ってきたとして、40分もあつたら来ますよ。40分もあつたら。

私が何が言いたいかというたら、さっき言ったように危機管理ですよ。3日も4日もかかるんじゃないくて、次の日には対処できるように。例えば小学校はどこどこ弁当屋さん、中学校はどこどこ弁当屋さん、2社でやっとして、そうした中で、どっちかが何かトラブルがあったときは助けてねと。そういう形で考えることはできないんですか。今



おっしゃった保冷のどうのこうのというのは、私も具体的に保冷庫を見たことがないからわからないですけど、それがそういう理由になるというのは、ちょっと考えにくいですよ。歩いて配達するわけじゃないわけですから。そこはちょっともう一遍考え直してください。近いうちにまた聞きます、どういうふうに考え直したかと。

何で2社にこだわるか、別に2社にこだわってないです、今の日米さんでも結構ですよ、そりゃ。だけど、やっぱり二つのところからのほうがいざというときの安全性があるなということから、言わせてもらっております。

さっきのアンケートの分なんですけど、恐らく傍聴されている方もちょっと驚いたんじゃないかと思うんですが、小学校で提供されているのが98%ですよ、98%ですよ。中学校で66.7%。結構高率ですよ、これ。結構なパーセンテージで県内の小学校はデリバリーであろうが、配達であろうが、給食という形をとってるというのは、僕はもっともっと率は低いんかと思ってました。小学校はそれでもデリバリーという選択制ではありますけどやっていただいております。中学校もこの66.7%という数字からいけば、全員じゃなくてもいいから、やはり今の小学校と同じように、選択制という形で考えていただいたらどうかと。

例えば、熊野中と熊野東中学校で在校生が700人以上いらっしゃると思いますが、その中で生徒は13%、これはわかりますけど、保護者が58%、半分以上がデリバリーというか、給食をしてもいいよというふうにお考えがあるということは、6割掛けても560名ぐらいの御家庭でそれでもいいよというお考えがあるということですよ。結構それ高率じゃないですか。

選択性ですから、例えば保護者の方によってみたら、うちの子はたくさん食べるから云々とかおっしゃってます。その方はその方で、そりゃ弁当を続けていただければいいわけですし、そうじゃない、普通に食べているところは、選択制ですから選んでもらえばいいじゃないですか。これだけの率でいってるのであれば、あえてだめだよというものじゃないんじゃないかと思うんですが、どうなんですか、それは。

~~~~~  
議長（馬上） 藤森教育部長。

~~~~~  
教育部長（藤森） 実際に弁当そのものというのに対して、弁当全体にかかる経費につきましてどうかということになるのかと思います。保護者が今負担している状態、学校

給食で負担している状態は材料費のみということで、つくったり、運んだりするという経費を含んでおりません。問題になるのは、保護者負担ではなしに、町として負担していくその部分をどういうふうに考えるか。50%の保護者の皆さんが給食をとりたいたいというふうにお考えです。その中で、町が負担する部分をどういうふうに考えていくのか。これは方向としてどうなのかはちょっと、どういう考え方がいい方向なのかというのは、ちょっと我々もわからないというところではなかろうかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（馬上） 藤本議員。

7番（藤本） どうもわからんお答えばかりいただいているようで、じゃあ、ちょっと見る視点を変えましょう。視点を変えましょう。

平成25年度に熊野町では子育て世代定住促進助成金制度という形で20万円、もしくは30万円と、プラス10万円ですけど、そういう定住促進のための補助金を出して、これ子育てと出てます。子育てということは、それは保育園、小学校、中学校、高校とあるわけです。この人たちを呼び込もうというお考えでこれができ上がったはずなんです。人口を減らしたくない、できればふやしたい、それはどこの町もそうです。

そういうお考えがある中で、じゃあ教育は確かに教育関係の中で、広島県の中でも上位の位置につけられるような学力は向上が定着していると。これは恐らくいろんな人が見る中で、おっ、熊野町っていいねって、かしこくなるかもわからんねと思いながら、今の時代ですから、夫婦で働いていらっしゃる御家庭、たくさんあるかと思います。あえて熊野町へ家を買って求めて、さあこれからローンが始まるんだよと。じゃあ2人で働きましょうねという中で、お母さんが朝早くから起きて、お弁当をつくらねばいかん、例えば中学校です。小学校ではデリバリー選択でいけますけど、中学校に入ると突然のように弁当をつくらねばいかん。やっぱり熊野はやめるかなって。

今、せっかくこっちの側では一生懸命そういう定住促進をお考えいただいて、片方では、いやそれはできんよという形では、全くちぐはぐな町政になっているような気がするんですね。ここの部分に関して、そちらにばかり聞いてもあれですが、内田総務部長、どうお考えですか。

議長（馬上） 内田総務部長。

総務部長（内田） 一応教育委員会のほうで先ほどから説明させていただいたということがございます。そういった中で、児童・生徒が現在13%程度の希望という形の中で、生徒のほうの希望率が低いんかなと。その中でどういう形でやっていくべきかという形を検討していかなきゃいけない。現時点では生徒の希望が低いということを一つの指数として、今見合わせているという状況だろうと思ってます。

確かに、言われるように子育て定住ということで、町のほうも町を挙げて人口減少を歯どめをしたいということで、そういった形の事業も考えておりますので、今からの状況の中で、確かに全体では66%の、県の中の状況もあると。今後どういう形の施策を打っていかなきゃいけないのかなというのは、いろんな視点に立って検討していかなければいけないということは思っております。

以上でございます。

議長（馬上） 藤本議員。

7番（藤本） ありがとうございます。内田部長のおかげでもうちょっと前に話が行きそうかなという気がします。

確かに13%程度の子供さんたちしかいないということは思いますけど、弁当のほうで絶対子供たちはいいと思ってるはずなんですよ。よっぽどお母さんがあれであれば別ですけど、その中でも13%の子供たちは給食、デリバリーでいいよという。何でそうなのかなということを考えました、今。ひょっとしたら、お母さんの負担を少なくしてあげようとか、例えば父子家庭であられるかもわからない。そんなことも考えてるんじゃないかなと。だったら、13%とはいいながらも、考えてあげにゃいけないところもあるんじゃないんかなと思います。

そこらあたりは、なかなかアンケートですから、細かいことまでは問えないかと思いますが、でもやっぱりそういう選択制でできるものであれば、選択制ですから、やはり今年は無理としても、来年ぐらいからは、勉強もできる、食事も心配ないという、水道代は高いんですけど、それ以外のことはやはり熊野町も行ってみたい町じゃない

かと、何せ津波もない町ですから。本当にこの何十年間ここへ住んで思ってます、安全な町ですよ、本当に。そうしたところからいけば、もっともっと熊野町へまた移り住んで戻っていただくということを考えれば、10万プラスの30万だけでなく、学力も向上した、食事も心配ない、そういう形を考えていただきたいと思います。

本当はこのデリバリー給食をこの時期に聞くべきかどうかというのは考えました。というのは、広島市で集団食中毒があった後に、デリバリーを導入してくださいやというのもおかしい話なんですけど、でも現実にはやはりやらないと熊野町の評価も上がらないし、デリバリーとは言いながら選択ですから、食中毒が嫌だという形で保護者が考えられたら、それはお弁当で対処していただいて、そうじゃなくて、やっぱり働いていく上で1時間早く起きられるお母さん、お父さん、その人たちの睡眠時間の確保じゃないけど、そういう形をやっていただいて、安心して働いていけるようなものをつくっていただきたい。そして、お母さんも遠慮なしに働けるようにしていただくことによって、税収が上がるじゃないですか。

やっぱりこれだけ厳しい、消費税も上がるわけですから、消費税は地方にとってはプラスになるかと思えますけど、各家庭においては消費税も上がるということであれば、お母さんも働きたい、フルタイムで働いてみたいとか、いろんな希望があると思うんですよ。そういう希望をかなえてあげるためにも、お弁当とか、本当は子供のためにお弁当が必要と思うのはよくわかってますが、できない家庭もあるわけですから、6割の家庭がデリバリーもいいよと言ってるんですから、できればことし、だめなら来年、早いうちに結論を出していただきたいと思いますが、どうですか、町長。

~~~~~

議長（馬上） 町長。

~~~~~

町長（三村） 藤本議員の指摘は確かに実感いたします。子育て世代に対する住宅補助を出したのは、まさに人口減少を食い止めるために子育て世代の方に来ていただきたいという発想でございます。その中には当然住宅に対する補助もそうありますが、やはり熊野に来るには学校教育の充実、これは今言われた学力、あるいは給食体制も含まれていると思います。マイナス要因になっているのは私も実感しております、給食がないということは。

ただ、今年度の予算を見ていただくと、先ほど所信表明で申しましたが、我が町は学

校支援員さん、これはもう全部単町で雇ってる人です。去年までは県の補助金がありましたが、これが正確な集計はここに出ておりませんが、3,000万円以上かかってます。そういったこともございますので、給食の必要性というのも中学校のデリバリーもわからんではないんですが、恐らく2,000万から3,000万かかると思います。この指導員体制を単町で今後継続的に維持していくためには、毎年3,000万円以上のお金がかかっているのも現実であります。そこの兼ね合いを考えながら、指摘はもっともだと思いますが、もう少し、来年からすぐやれとか、それはちょっと勘弁していただいて。

もう一つ不安な点は、学校教育で英語が始まります。文部省の学習指導要領の改訂にあわせて、英語が本格化します。英語の面にもそういった専門家、恐らく補助はつかないと思うんで、単町の経費を計上しなければならないと、こういったことも予測されますので、もう少し慎重に検討させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

~~~~~

議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~

7番（藤本） ありがとうございます。

残念でした。来年からやってやろうというふうにおっしゃっていただけるのかなと思いましたが、確かにお金がかかることですが、先ほどから何度も言ってますように、選択制でありますので、その部分、受益者負担でもう少し保護者の方に、楽するわけですから、子供の弁当をつくらずに、その部分に関しては受益者負担という形でも、お食事代を高くさせていただいてやるということも、早期に解決できる方法かなと思います。

やっぱりそれでもお金を払ってもいいからやってほしいという保護者の要望はあるんですよ。だから今のお安い金額プラス例えば100円とかになるかもわかりませんが、そんなもので追いつくかどうか、ざっと試算しても今できないんであれなんですけど、やはりその部分は受益者負担という形、明らかにそうですね、食べるものを供給してもらわなければならないので、その部分をもう少し上げてでも、割合を、比率を上げてでも、早期に取り組んでいってはどうかと。値上げを推進した議員ということで、町民の皆さんから叱られるかもわかりませんが、逆に利便性を図るためにというふうにお考えさせていただきたいと思います。

じゃあ弁当、デリバリーを終わります。

道路に関してなんですけど、ちょっと持ち時間も少なくなってきたんですが、要するにちゃんとやっていただいています。トンネルの残土を利用しているんなことで広島県に協力したことによって、道路整備が早期にできる、行ってるという事実は理解しております。ただ、もう少し既存の道路の中での危険箇所はチェックしていただいて、直していただきたい。

強いて言えば、今完成しました第三小からのディオに向けての新道ですね。あそこの交差点は危ない。皇帝ハイツ側からユアーズへ抜けようとして、ごめんなさい、商店名をいっぱい出してますけど、皇帝ハイツ側からユアーズへ抜けようとするとき、こっちの右から来る車が結構下からぐっと来られるんですね。非常に恐怖感を覚えるんですよ。私が運転下手なのかもわかりませんが。その部分、あれでいいのかなと。あそこはまだ事故は起こってないんですか、どうですか。

議長（馬上） 森本建設部長。

建設部長（森本） 大きな事故は起こってないようには思います。しかしながら、議員さん御指摘のように、皆様から危ないという意見がございまして、先日も実は警察と一緒に現場へ行って、これ以上できんのかということで、警察にお頼みをいたしましたところ、あとは町でやってくれということなんで、今どのようにしたら一番目立って危険がなくなるかというような安全対策をするべく考えておりますので、もう少し時間をください。

以上です。

議長（馬上） 藤本議員。

7番（藤本） そうですか、勝手にやってくれと、そういうことですね。本当にあそこは何度も私は通っているところなんで、本当に危ないなと思っているところなんです。いろいろあるじゃないですか、白線をばばばっと引いって音楽が出るとか、例えば。何かにおいて注意喚起できるような、安価な形で注意喚起をするための施策をやってほしい。

今の、前、沖田議員もおっしゃったんですけど、呉地のセブンイレブンの、あれはいまだにやっぱり難しいなと思います。あれはどのようにしてやってもらったらいいのかなというのは、ちょっと言いにくいんですけど、何度も通ってみてください。そして、どこがどうなのかという、視覚的な問題もあるかと思うんですよ。そこらをもう一度やってみてください。今の2カ所、これに関しては直接言いたい。

もっと時間があれば、本当は流入するというか、通過交通がふえるということで、広熊トンネルの通行量もふえるんじゃないかと。そうすると、トンネルを2車線にしてほしいとかいうことを考えたくなるんですよ。そういう要望というのはやっていただけないんですか。

議長（馬上） 森本建設部長。

建設部長（森本） 先ほどの危険箇所、2カ所については、今後も調査をさせていただきたく思います。

あとトンネルの問題なんですけど、実際にトンネルをもう1本掘るということになれば、現在の通過台数が非常に重要なものになります。ある程度今はもうはけておりますので、片側1車です。それが混雑するとか、そういう事例がない限り、もう1本は今のところはまだしないという公社の方針だという今考えであります。

ただ、言われるように、今後安芸バイパス等、いろいろ熊野町を取り巻く交通網ができて、その結果、非常に熊野町内の矢野安浦線の通過交通量がふえて、絶対に必要であるという数字が出れば、それはちゃんとその時点でお話しできることかなというふうに考えます。

以上でございます。

議長（馬上） 藤本議員。

7番（藤本） ありがとうございました。じゃあ、通過交通がふえればそういう形になるということで、ふえることになるかもわかりませんが、そうした場合は必ず県のほうとお話しただいて、2本にするなりなんなりを考えていただきたいと思います。

長くなりましたが、以上で私の質問を終わりたいと思いますが、デリバリー給食につ

いては今後も引き続き調査研究をしていただき、ぜひとも早急に導入できるように取り組んでいただきますようお願いして、私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

~~~~~

議長（馬上） 以上で、藤本議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は13時30分から始めます。

（休憩 11時56分）

（再開 13時30分）

~~~~~

議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

1番、沖田議員の発言を許します。

沖田議員。

~~~~~

1番（沖田） 1番、沖田です。私からは3点質問させていただきます。

まず1点目に、生活保護受給者の自立への支援についてですが、昨年12月に成立した改正生活保護法では、受給者が働いて得た収入の一部を積み立て、保護が終了した際に生活費として支給する給付金が新設されています。保護脱却への意欲を高めってもらうため、町としては具体的にどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

2点目に、生活困窮者への支援についてですが、同じく昨年12月に成立しました生活困窮者自立支援法では、経済的に困窮している人を早期に支援するため、自治体に総合的な相談窓口の設置と困窮者ごとの支援計画を義務づけられていますが、現在の町の対応と今後の対策をお伺いいたします。

3点目に、町内小・中学校施設についてですが、現在、耐震化の工事が順調に進んでいますが、学校施設の老朽化対策についてお伺いいたします。中学校クラブハウスに設置している階段や校舎の非常階段など、老朽化が激しく、早急に対策をしていただきたいとの声を多数お聞きしていますが、町としてどのように考えていらっしゃるのか。また予算の確保はできているのかお伺いいたします。

~~~~~

議長（馬上） 町長の答弁を許します。



町長。

町長（三村） 沖田議員の三つの御質問のうち、1番目の「生活保護受給者への自立支援について」と2番目の「生活困窮者への支援について」の御質問は私から、3番目の「町内小・中学校施設について」の御質問は、教育部長から答弁をさせます。

現在、働ける年齢層の生活保護受給者が増加しているほか、非正規雇用の労働者や年収200万円以下の世帯など、生活困窮に至るリスクの高い層が増加しております。こうした中、生活保護受給者や生活困窮者の支援について、昨年12月に「改正生活保護法」と「生活困窮者自立支援法」が成立しました。

生活保護制度の目的である自立に向けた機能強化と生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の支援強化を一体的に行うもので、福祉事務所を窓口として適切に運営してまいります。

なお、詳細については、民生部長から答弁をさせます。

以上でございます。

議長（馬上） 清代民生部長。

民生部長（清代） 沖田議員の二つの御質問、「生活保護受給者の自立支援」と「生活困窮者への支援」についてお答えします。

まず、1番目の生活保護受給者の自立支援についてですが、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療費の適正化を柱とする改正生活保護法が本年7月から施行されます。このうち、議員御質問の就労自立給付金ですが、現在の制度では、生活保護受給中に働いて収入を得ると保護費が減額される仕組みになっているため、この給付金制度の創設により、保護受給者の働く意欲と自立に向けた道筋をつくっていかうとするものです。

具体的には、毎月の就労収入の12%から30%を仮想的に積み立て、単身世帯で10万円、2人以上世帯で15万円を上限として保護脱却時に一時金として支給するものです。町としましては、本年7月からの施行に向け、制度活用に向けたケースワークを丁寧に行ってまいりたいと考えています。

次に、2番目の生活困窮者への支援についてですが、生活保護に至る前の段階の自立

支援の強化を図るため、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給などを行おうというものです。

そのうち、議員御質問の自立相談支援事業である総合的な相談窓口の設置と困窮者ごとの支援計画については、役場内に相談窓口を設置し、生活困窮者の抱えている課題やニーズに基づく自立支援計画を作成し、各種支援を計画的かつ継続的に行うことにより、生活困窮状態からの脱却を目指すものとなっております。

本町では、これまでも福祉事務所で、生活保護の申請とともに生活困窮者の相談に応じておりますが、27年4月施行後においても福祉事務所に相談窓口を設置し、事業に対応してまいります。

支援計画等の具体的な内容については、現在、国において検討されており、町としましては、就労自立給付金とあわせ、国や県からの通知等に留意し、遺漏のないよう準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（馬上） 藤森教育部長。

教育部長（藤森） 沖田議員の「町内小・中学校施設について」の御質問にお答えします。

町内学校施設につきましては、昭和40年代後半から50年代にかけての児童・生徒数の急増期に建築された建物がほとんどを占めており、経年劣化により、耐震化、老朽化対策等を進めているところでございます。

耐震化につきましては、平成27年度までに完了予定でございますが、校舎等の大規模な改修につきましては、耐震化が完了した棟から順次計画し、屋上防水、外壁等の外部や内装、内壁、諸設備の内部の改修に努めてまいります。また、日々の学校施設維持修繕につきましては、各校から要望を聴取し、職員の臨場調査等を実施し、緊急性、必然性をもとに、優先順位をつけて施工を行っております。

予算につきましては、文部科学省や国土交通省の補助金を活用し、大規模な改修を施工し、また、維持修繕のほうは町財政から学校規模、児童・生徒数に応じた予算配分を受けて施工しております。

以上でございます。

議長（馬上） 沖田議員。

1番（沖田） まず、生活保護受給者へのことなんですけれども、本年7月の施行に向けて準備を進めていただいているということで安心いたしました。今年度につきまして、就労支援員を配置されていたと思いますが、成果をお伺いしたいんですが。

議長（馬上） 光本民生部次長。

民生部次長（光本） 就労支援員につきましては、本年度4月から1名雇用しまして、主に60歳未満の働く能力・意欲のある方の就労支援を中心に行っております。具体的には成果といたしましては、2月末までの時点で12名の方の就職を達成しております。この中で、3世帯の保護廃止に至っております。

以上でございます。

議長（馬上） 沖田議員。

1番（沖田） 3世帯の保護脱却ということで成果を上げられていると思うんですけれども、来年度はどのように取り組まれるのでしょうか。

議長（馬上） 光本民生部次長。

民生部次長（光本） 今申し上げましたように、成果としまして就労可能な方12人の就労達成ということで、今現時点においては働ける能力のある方につきましては、ゼロという状況でございます。

実は、本町の場合は保護世帯も昨年度に比べまして7世帯ほど減少しております。ということで、26年度、次年度におきましては特にニーズがまだ今の時点では見えてないということで、3月末をもちまして就労支援員の配置を廃止ということで考えております。

以上でございます。

議長（馬上） 沖田議員。

1番（沖田） 7世帯減少しているということで、大変御努力していただきありがたいと思います。

また、この同法におかれましては、不正受給者への対策の強化として罰金を引き上げるほか、就労実態や経済状況に関する福祉事務所の調査権限を拡大することも盛り込まれております。保護を申請した人に扶養義務者がいる場合、扶養可能と見られるのに応じなければ自治体が説明を求められるようにしていますが、この点についてはどのように対応されておりますか。

議長（馬上） 光本民生部次長。

民生部次長（光本） 今、御質問ありましたように、不正受給対策についての一つに扶養できる親族がおられるにもかかわらず扶養ができないという場合があるのではないかということだと思いますが、今現時点におきましては、まず保護の申請があって、保護を決定する方につきましては、3親等以内の扶養義務を持つものにおきまして、書面において扶養調査を行っております。保護になられている方につきましても、同様に、年に1回扶養照会を行うようにしております。

改正生活保護法によりまして、調査権がより強化をされるということでございますが、具体的に今の段階でこういう調査方法とか、マニュアル等も含めたものがまだ来ておりません。ということで、今待っているような状況でございますが、いずれにしましてもいわゆる収入等調査というところも踏み込めるかどうかということを含めて、国のほうの情報を待っているという状況でございます。

以上でございます。

議長（馬上） 沖田議員。

1番（沖田） 12名の就労支援を達成され、3世帯の保護脱却ということで、成果を上げられていると思います。今後とも不正受給者を出さないよう、また本当に困ってい

る方には支援をお願いしたいと思います。

次に、生活困窮者自立支援法なんですけれども、職業訓練などの就労準備支援事業や困窮家庭の子供への学習支援事業について、自治体が国の財政支援を受けて実施できるようになるということですが、この点についてはいかがでしょうか。現在の状況と今後の対策についてお伺いいたします。

~~~~~

議長（馬上） 光本民生部次長。

~~~~~

民生部次長（光本） 生活困窮者自立支援法の具体的な事業内容についての御質問です。

そのうちで就労支援の準備のための支援事業、それと特に就学時の子供さんの学習支援についての御質問ということでございますが、実は当初、先ほどの1回目の答弁で申し上げましたように、こちらにつきましては27年4月からの施行ということで、まだ具体的なものが市町村に届いていないという状況でございます。今情報を待って、それについて対応のほうを考えるとということをしている状況でございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~

1番（沖田） それでは、現在の学習支援事業についての状況をお伺いしたいのですが。

~~~~~

議長（馬上） 光本民生部次長。

~~~~~

民生部次長（光本） 福祉事務所におきまして、学習支援につきましては、特に世帯の子供さんへの生活支援、保護者の支援もあわせてということで、特に学習補助的なものの交付、それと教育委員会等との連携を行いまして、不登校等も含めた相談等に常にのっているような状況でございます。

以上です。

~~~~~

議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~

1 番（沖田） 支援を受けている子供たちは、町内に何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

議長（馬上） 清代民生部長。

民生部長（清代） ちょっと小学生、中学生が何人おるかというところまではつかんでないんですが、年齢構成別に見ますと、25年1月現在で、ゼロ歳から14歳までが20名、それから15歳から19歳までが12名、約30名ぐらいですが、ちょっと小・中学生が何人かというのは把握しておりません。

議長（馬上） 沖田議員。

1 番（沖田） 貧困家庭の子供は十分な教育を受けられず、大人になっても低所得になる確率が高いと言われております。貧困の連鎖や固定化を防ぐための就学支援、援助など、支援の充実が急務であると思います。家庭の所得が標準的所得の半分に満たない人の割合は、2009年厚生労働省の調査によりますと、17歳以下の子供の場合15.7%と過去最大となり、ひとり親世帯に限ると50.8%にもものぼります。日本の子供の貧困率は先進諸国35カ国中9番目の高さとなっています。

そこで重要なことは、生活保護に至る前の生活困窮者を支援することです。生活困窮者や家族を見守り、支援することが地域の力を最大限発揮することにもつながりますので、行政と地域による官民連携を推進していただきたいと思います。

次に、学校施設についてなんですけれども、文科省が自治体が学校施設の寿命を延ばすために改修する場合、建てかえ並みに手厚く補助する制度を2013年度に導入しており、活用を呼びかけておりますが、これについてはいかがでしょうか。

議長（馬上） 藤森教育部長。

教育部長（藤森） 老朽化した学校施設をきれいにしたり、壁を補修したり、屋根を直したりというような修繕等につきましては、どうしても必要な部分というのは応急で対応しているところですが、それ以外の部分、大規模な修繕につきましては、今は

耐震化を先に行うということで進めてきております。平成27年度に耐震化が完了した時点で、その翌年以降から大規模な修繕を伴うもの、大規模改造につきましては実施してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（馬上） 沖田議員。

1番（沖田） 耐震化のための補助と、学校施設の寿命を延ばすための補助とは別だと思っておりますけども、それについてはいかがでしょうか。

議長（馬上） 藤森教育部長。

教育部長（藤森） 用途についてのいろいろございます。ただ、基本的なもの、学校の環境整備、環境改善交付金というようなものでは、基本的なものは一緒だと思います。

耐震化につきましては、緊急性があるということで補助率を上げたりというようなケースがございます。例えば3分の2が補助になったりというようなケースはございますけれども、基本的には教育関係の交付金という形でやられております。

議長（馬上） 沖田議員。

1番（沖田） 文科省によりますと、校舎の改修に対する補助制度では、事業費の7割強を支援しているということですが、これは活用されていないのでしょうか。

議長（馬上） 藤森教育部長。

教育部長（藤森） 町が、耐震も含めてですけれども、それから大規模改造につきましても、基本的に同じ補助金を対象にしたものに限って行っております。ただし、先ほどの7割の計算方法ですけれども、交付するための基準で事業費の基準というのがございます。例えば実際に我々が工事をすると、例えば1億円が仮にかかったとして、補助率は7割になっているけれども、現実にはその建物の工事そのものが基準額では5,000

0万円程度というようなこともございます。そうすると、実はその分の例えば半分の補助率であれば2,500万円になってしまうというようなケースもございます。ただ、現実には大規模な工事につきましては、基本的に町としてできるだけ補助金というのを原則にしております。それ以外については先ほどのような形で、町の持ち出し分が必ずあるという、これも含めて計画的にやっていかなければいけないということだと思っております。

以上です。

議長（馬上） 沖田議員。

1番（沖田） 事業費の上限があるような答弁だったんですけども、13年度からは2億円だった事業費の上限も撤廃しているというふうにお聞きしてありますが、いかがでしょうか。

議長（馬上） 藤森教育部長。

教育部長（藤森） 事業費の上限ということではなくて、事業にかかわる補助金を出す基準、ですから事業は必ず我々が事業を行う場合、工事を行えばそれは全額負担しなければならない。ただ、それに補助金をつけるための計算の仕方については、例えば1億円かかる工事であっても5,000万円が算定の基準になりますよと、こういうような趣旨でございます。

以上です。

議長（馬上） 沖田議員。

1番（沖田） なかなか厳しい現実があるようではあるんですけども、東中学校の非常階段なんですけれども、現実には子供たちが学校では年に一、二回避難訓練を実施しております。私も実際に見に行かせていただきましたが、さびがひどくて朽ちている箇所がありました。実際に避難訓練をするときに、非常階段を使って生徒たちがおりるときに、体格のいい生徒などは朽ちているところを避けて、危険箇所を避けて通っていると



いう現状もお伺いしております。これは訓練ですので、避けて通るといえることができますが、実際に火災などが起きたときに、非常階段を使って避難する場合、危険箇所を避けて通るといえるような余裕はないと思いますので、これは本当に早急に考えていただきたいと思います。

また、第一小学校の校舎に關しましてですけれども、雨漏りがひどくて、教室の中に雨水が浸透してくることはもちろんですが、教室にある棚の中にまで雨水が入ってきているということで、現在はその教室は使われていないようなんですけれども、学校側からは何度も教育委員会に要望していますということもお伺いしております。

こういったさまざまな維持、修繕というものは常に毎年決まったある程度の予算を組んでいただいて、学校側からの要望に対してこたえていただけるように取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

~~~~~

議長（馬上） 以上で、沖田議員の質問を終わります。

続いて、4番、民法議員の発言を許します。

民法議員。

~~~~~

4番（民法） 4番、民法でございます。私は今回通告書に基づきまして2点ほど御質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、消費税引き上げに伴う地方消費税交付金についてお尋ねいたします。

この4月から消費税が5%から8%に引き上げられます。住民生活には物価全てに3%分が転嫁されるので、大きな影響が出てまいりますが、町財政においては消費税が3%アップすれば地方消費税が0.7%ふえます。したがって、国から町へ交付される地方消費税交付金はふえると思いますが、本町の26年度当初予算におけるその影響額はどの程度見込んでおられるのか。

2点目でございますが、2カ所の通学路の整備についてお尋ねいたします。私が今回お尋ねするのは、1カ所が出来庭地区、通称石風呂池の西側です。この地区の通学路は歩道が狭く、平坦性にも欠けるため、熊野中学校の自転車通学の生徒は車道を走行し、非常に危険です。交通量がますますふえていますし、歩道の拡幅は難しいので、安全面

を考えますと、石風呂池の西側から熊野北農道入り口まで別の町道を利用することは可能ですか。利用可能な場合、自転車通学の生徒にこの町道を利用するよう徹底する方法をどのようにお考えか。

2カ所目でございますが、私がこれまでお願いしております道垣内交差点から馬橋までの区間です。現在、道垣内交差点改良に伴い大変見通しもよくなっております。馬橋までの未改良区間についてどのように整備するか。また、馬橋手前の交差点改良の進捗についてもお伺いいたします。

以上2点、一問一答方式でお尋ねしますので、答弁のほどよろしくお願いたします。

議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

町長（三村） 民法議員の二つの御質問のうち、1番目の「消費税引き上げに伴う消費税交付金について」の御質問は私から、2番目の「通学路の整備について」の御質問は、建設部長から答弁をさせます。

国と地方における社会保障の充実と安定化を図るため、平成26年4月1日から消費税率が現行の5%から8%に引き上げられます。その内訳は、国税である消費税が4%から6.3%へ、2.3%の増、地方税である地方消費税が1%から1.7%へと、0.7%の増となります。地方消費税は都道府県の税収となりますが、その2分の1が地方消費税交付金として、市町に交付される仕組みとなっております。

平成26年度の当初予算案では、地方消費税交付金として、2億3,532万7,000円を計上しており、地方消費税率の引き上げに伴う影響額は、4,835万9,000円と見込んでおります。

以上でございます。

議長（馬上） 森本建設部長。

建設部長（森本） 民法議員の「通学路の整備について」の御質問にお答えいたします。

まず、出来庭地区寺堤池西側についてですが、議員御指摘のとおり、この地区の町道出来中溝線は、歩道が狭小で平坦性にも欠け、さらに車道幅も十分でないことから、

路側帯幅が十分に確保されない状況です。このような中、西部から熊野中学校に自転車通学する生徒は、車道内の路側帯を通行しており危険な状況にあります。このため、町といたしましては歩道の拡幅等安全対策を考慮してまいりましたが、町道の両側には既に民家が張りついており、用地の取得が困難な状況であることから、寺堤池西側から熊野北農道に接し、町道出来中溝線と平行して走る、幅員1.5メートル程度で車両通行の困難な町道大畝線の利用を事業実施に向け計画してまいりました。

寺堤池西側には、町道沿いに倉庫が建っており、管理者がおられますが、底地は国有地のため管理者と協議を続けた結果、立ち退きの同意を得るとともに、町へ無償譲渡していただくよう国へ申請中でございます。

新年度において、この場所を歩道及びたまり場として整備を行い、町道大畝線に接続する安全性の高い通学路といたしたいと考えております。また、この道路につきましては、熊野中学校からも整備要望を受けており、整備が完了次第、通学指導を徹底させると伺っております。

続きまして、道垣内交差点から馬橋までの町道城上垣内線についてですが、県事業の道垣内交差点改良工事に合わせまして、町では、道垣内交差点から町有地までの間は歩道を設置し、歩道が設置できない箇所においては、路肩部分をカラー舗装に整備する計画で、新年度に予算を計上しております。

また、馬橋交差点隅切り改良工事ですが、地権者の協力を得まして、交差点から16メートルの区間の工事を今月中に完了できるよう、準備を進めているところでございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 民法議員。

~~~~~

4番（民法） ありがとうございます。

それでは、これからもう少しちょっと具体的にお尋ねしていきたいと思いますが、まず消費税引き上げに伴う地方消費税交付金についてでございますが、地方消費税率が1%から1.7%になるということは、交付金の額も1.7倍程度になると思われま。先ほどの答弁にあった引き上げ影響額はかなり少ないように思いますが、いかがでしょうか。

議長（馬上） 宗條企画財政課長。

企画財政課長（宗條） お答え申し上げます。

引き上げ後に1.7%となりますが、本年4月以降に事業年度を迎える事業者の確定申告から納付が始まるということとなっております。したがって、例えばことしの12月に決算期を迎える企業について言いますと、ことしの4月から12月までの9カ月間が引き上げ後の1.7%地方消費税の納付となりまして、3カ月分は従来の1%の消費税率での取引分となっております。また、国に納入されました地方消費税が都道府県に納入されるまでに数カ月を要しますので、平成27年度に入りましても若干1%の取引部分が残っております。

こうしたことから、平成26年度の地方消費税交付金につきましては、平年のおおむね3分の1程度の予算計上とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（馬上） 民法議員。

4番（民法） ありがとうございます。

地方消費税の引き上げ分は社会保障費に充てられるということになっているようですが、どのような事業費を拡充する予定ですか。また、ほかの目的に使うことも含めて聞かせていただきたいと思います。

議長（馬上） 宗條企画財政課長。

企画財政課長（宗條） 議員がただいま申されましたように、消費税及び地方消費税の引き上げ分につきましては、年金や医療等の社会保障経費でありますとか、地方公共団体の社会保障財源に充てられることとされております。

どのような事業を拡充するかについてでございますが、地方消費税交付金を含めまして、今後、国がどのように地方財政の拡充のための措置をとるのか、あるいは国税である消費税の増税分をもって地方公共団体が担う医療であるとか、介護、少子化対策等の

施策を今後、どのように国のほうが拡充するのか、こうしたこれからの国の動きと連動して対応することになるものと考えております。

次に、ほかの目的の財源にできないかということでございますが、引き上げ分は社会保障財源に充てられることが法律上明記されたところでございます。

以上でございます。

議長（馬上） 民法議員。

4番（民法） 事業の拡充は地方消費税交付金を含めた町全体の収入や、国への政策の動向を踏まえてということであろうとは思いますが、消費税は来年10月に10%に引き上げる予定でございます。熊野町においても高齢化の進行が今後も続くことから、社会保障の充実への町民の関心、期待にさらに大きくなってまいりたいと思っております。したがって、今後国の動向を重視することはもとより、事業の集中と選択、あるいは効率化をさらに進め、住民サービス向上のために引き続き御尽力いただくことをお願いしたいと思います。答弁のほうは結構です。

続いて、通学路の整備についてですが、石風呂池西側、通称ですね、寺堤池ですか。ちょっとわかりよいので石風呂池と呼ばせていただきますが、西側の歩道拡幅は熊野中学校生徒、PTA長年の要望でございます。たまり場を整備して、別の町道大畝線を通学するということは、安全対策にとってもいいことだと思います。しかし、この道路は冬場の夕方、薄暗くて人通りも少なく、1人では歩きにくいと思いますので、そのあたりはどうお考えかを聞かせていただきたいと思います。

議長（馬上） 森本建設部長。

建設部長（森本） 議員御指摘のとおり、冬場にちょっと暗いということでございます。建設課といたしましても、町教育委員会、また学校、PTAの皆さんとお話し合いをしながら、やはり安全対策にも一定のルールがあるものでございますから、そのルールの中でできるだけ安全に通行できるような対策をとってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（馬上） 民法議員。

4番（民法） ひとつよろしく願いたします。

続いて、北部農道と接する箇所が大変交通量が多くございます。路側帯を歩いたり、道路を横断するとなると大変危険でございますので、安全な通学となるよう、今後整備をどのように、例えば横断歩道を設置するとかいったことを含めて聞かせていただきたいと思ひます。

議長（馬上） 森本建設部長。

建設部長（森本） 何回も言うようで大変申しわけないんですが、横断歩道を引くのが公安委員会のほうになります。勝手に町で引けません。そこらのほうは、警察へまいりまして御相談をするんですが、まず町としては歩きやすいようにあらゆる可能性を含め、それができるものかできないものかということから始めたいと思ひます。例えば、町道のふたがけでそこを通ってもらうとか、その間だけです。交差点があるように大きく明示するとか、いろいろな面で交通安全対策ということとはとっていきたく思ひますので、あくまでもルールの中でございますが、そのようなことをやらせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（馬上） 民法議員。

4番（民法） ということは、今横断歩道はもう無理ということですか。大きな道路と  
いうか、大変。またどういふふうにあそこを横断するのに整備されるのか、ちょっと。

議長（馬上） 森本建設部長。

建設部長（森本） 今後、また協議ということになるかと思ひますが、横断歩道の移動、それがもしだめであれば、移動してあそこに上に上がらなければなりません。熊

野北農道をちょっと北へ向いて上がらなきゃなりません。先ほど言ったように、その安全性を保つために、ふたがけ等いろいろなことを考えていきたいと。歩くだけのスペースをつくってやらなきゃいけないということがまず大前提になりますので、そこらを考えながら安全対策をとっていきたいと思います。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 民法議員。

~~~~~

4番（民法） ひとつよろしく願いたいします。

また、新たな通学路は生徒たちに少し遠回りになると思いますが、整備後は皆が安全に通行するよう、しっかりと指導していただきたいと思います。

続いて、道垣内交差点から馬橋までの区間でございますが、町内では初めてカラー舗装ということなので楽しみにしていますが、車両が入らないようなポールを立てたりとか、歩道が設置できないのがあるじゃないですか。そこらあたりはどのように。

~~~~~

議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~

建設部長（森本） 現在の状況が、普通車が何とか離合できるという幅員にございます。ポール等をつけますと今度は24時間道路が狭くなりまして、かえって交通渋滞を招くんじゃないかという懸念がございます。今建設課としてはカラー舗装をいたしまして、十分に注意喚起を呼びかけて、ポールのほうは今申しましたように渋滞を招くということから、舗装で対応させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 民法議員。

~~~~~

4番（民法） 本当に今かなり見通しがよくなって、車もスムーズに離合できるようになりました、見通しもよく。ただ、広いところは歩道を設置して、その残りはカラー舗装ということであろうかと思うんですが、ひとつ事故のないようによろしく願いたいします。

馬橋交差点の隅切り工事ですね、馬橋のところの。3月中に完了ということでございますが、車両の通行はスムーズになると思いますが、今後馬橋から道垣内交差点までのさらなる拡幅計画というものはないでしょうか。

議長（馬上） 森本建設部長。

建設部長（森本） 先ほど出来庭地区で申しましたとおり、両側に家が張りついております。これを動かすとなりますと何億というお金が要ります。ただ、事業対費用で、それだけの効果が出ればよろしいでございますが、例えば国費をいただくにしても、その辺が非常にネックとなってまいります。今後、全く考えないわけじゃございませんが、今の時点ではなかなか難しいということで御理解願えればと思います。

以上でございます。

議長（馬上） 民法議員。

4番（民法） 一つ、何年かかるかわかりませんが、私の夢でもございますので、一つまた言うていきますので、よろしく願いいたします。

児童・生徒の安全、安心の通学路として、新年度に入って早目の整備をお願いしたいと思います。道垣内交差点の改良後は交通量はますます増加されると予想されております。カラー舗装だけでは安全とは思えませんので、今後の状況を見て、新たな対策の検討もよろしくをお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（馬上） 以上で、民法議員の質問を終わります。

続いて、10番、山野議員の発言を許します。

山野議員。

10番（山野） 10番、山野でございます。2点について質問させていただきますので、よろしく御答弁のほどをお願いいたします。

1点目は県道矢野安浦線のバイパス改良についてでございます。長い間の念願であり



ました熊野黒瀬トンネルがこの24日開通式が行われ、午後3時からの供用開始ということになりました。3月22日には開始イベント、尾方剛氏と一緒に走ろう健康マラソン、町民参加によるフリーウオーク、そして沖田孝司夫妻による開通記念コンサート、ノルディックウオーク体験会など、盛りだくさんの行事が行われることになっております。町民が大いに利用し、山陽道への接続も時間短縮ができ、大変便利になります。また、西地区の廿日市インターまでは観音地区の広島高速も月末には開通ということでますます便利になり、熊野町を訪れる人もふえると思われます。トンネル付近の新しい交差点も整備されるということですが、もう少し伸ばして道上線、テクノ自動車学校から萩原のツガ弁当の近くの急な上りの改良と道路の拡幅ができないのでしょうか。

今後、海田からの2号線バイパスがまだ完成困難ですけれども、その結果、黒瀬から熊野を通っての海田大橋、広島高速を利用する車両が増加すると思われます。町内の矢野安浦線でも道路幅の狭いところ、歩道のないところの整備を早急に検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

2点目につきまして、幼稚園、保育園、小学校、中学校との教育推進協議会が25年度から行われているようですが、その活動内容と、これからの課題があれば教えていただきたいと思ひます。

熊野町では9日、昨日二つの中学校の卒業式がありました。私は熊野中学校のほうに出席させていただきましたが、非常に厳肅な中でもすがすがしい式典が行われました。以前の荒れた時代の教育指導から、教育委員会や学校、あるいはPTAの努力のおかげで生徒も落ちつき、歩く姿勢、礼の仕方、返事の声の大きさ、そして微動だにしない座る姿勢、手の位置、足の位置、全ての指導が非常に行き届いておりました。熊野高校の卒業式にも出席いたしましたが、ここも厳肅な式典で、中学校、高等学校との連携された生活態度、指導が行われているのかなと思われました。

また、ここ数年、学力指導も効果を上げておられることは非常に喜ばしいことだと思ひます。義務教育の9年間でしっかり身につければ、どんな社会にも決して心配することなく生きていけると思ひます。

このような時期に、幼、保、小、中学校の教育推進協議会が行われるというのは、さらに幼児教育に目を向けて、小学校入学時でのいろいろな問題点があるのかと受けとめられます。二つの幼稚園、四つの保育園のそれぞれの保育指導、方針に特徴があると思ひますが、そのあたりの連携が課題なのではないでしょうか。よろしく御答弁のほどをお願いい

たします。

以上、2点お願いいたします。

~~~~~

議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~

町長（三村） 山野議員の二つの御質問のうち、1番目の「県道矢野安浦線の改良について」の御質問は建設部長から、2番目の「幼保小中学校教育推進協議会について」の御質問は教育長からお答えいたします。

~~~~~

議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~

建設部長（森本） 山野議員の「県道矢野安浦線改良工事について」の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、今月24日の熊野黒瀬トンネル開通により、東広島市黒瀬町方面から広島市等へ向かう県道矢野安浦線は、今まで以上に通過交通車両の増加が懸念されます。このため、町では県へ引き続き、県道矢野安浦線の道路整備の推進を強く要望してまいりたいと考えており、具体的には、現在事業中の道垣内交差点の改良及び川角から呉地までのバイパスの早期整備でございます。

このうちバイパス整備については、相当の期間を要することが考えられるため、当面の対応として、龍王峠付近では9%と急勾配であることから、この縦断勾配の改良について県へ働きかけてまいりたいと考えております。

次に、県道矢野安浦線の4車線化につきましては、本年3月までに国道2号線の東広島バイパスが瀬野地区まで開通予定であり、広島市と東広島市のネットワーク強化が図られますので、引き続き、町内の交通の流れを注視し、この状況を踏まえて県へ働きかけを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 林教育長。

~~~~~

教育長（林） 山野議員の「幼保小中学校教育推進協議会について」の御質問にお答えいたします。

幼保小中教育推進協議会は、熊野町における幼稚園、保育所、小学校及び中学校の連携を推進することを目的として設置し、本年度、これまで会議を3回実施いたしました。4回目は、3月11日に淳教幼稚園を会場として実施の予定です。

昨年7月の第1回の会議は、小・中学校と教育委員会のみで実施しましたが、第2回以降は、町内3幼稚園、4保育園からも出席していただき、小学校の子供たちの様子を参観したり、協議をしたりしました。

現在、町内の小・中学校では連携を強化し、発達段階に応じた一貫性のある指導を行うことができるようになっております。具体的には、小学校の低学年書道科で行う姿勢指導を基盤として、町内全小・中学校の全授業で、「PPG」という言葉で学習姿勢の指導を行ったり、小・中学校で統一した生徒指導規程を作成して生徒を指導したりしております。この取り組みの結果、子供たちが落ちつき、学力も向上してまいりました。

幼保小中の連携ということであれば、このたび改訂されました幼稚園教育要領では、幼稚園と小学校のつながりや幼稚園と保育所とのつながり等が重視されており、保育指針におきましても小学校との連携等が重視されております。これらのことから、本町では、小・中学校連携のみならず、今後は幼稚園・保育園とも連携を深めてみたいと考えております。

しかしながら、本町の幼稚園・保育園は私立の園であり、それぞれの園の経営方針等がございます。一緒に行えることはどんなことなのかをゆっくりと考えながら、本町の子供たちの確かな成長に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 山野議員。

~~~~~

10番（山野） ありがとうございます。川角、呉地へ抜ける交差点改良、道垣内の交差点改良、交差点を改良されますとかなりの交通量が緩和されると思います。

ただ、先ほども言われたように9%の勾配が、やっぱりぐぐっと上って行って、その後トンネルまでがまたぐっと下がっているという、あの勾配が非常にもったいないというか、あれが平坦であれば、町長が言われたように熊野黒瀬トンネルの中を通過してサ

イクリングというか、自転車で西条から広島へ出るのが非常に楽になるというようなことが考えられます。

それから、あそこの藤川弁当の近くからは非常に道路幅が狭いですよね。歩道がないので、それらもやっぱりちょっと改良していただかないと、どっとあのトンネルの広いところから入ってきたところと、こちらからの広いところから行ったところで、あそこで非常にきつと渋滞が起こったり、事故が起こるような気がいたします。ぜひそのところの改良を早急に考えていただければと思っております。

議長（馬上） 森本建設部長。

建設部長（森本） 今、県では県の道路整備事業ということで、今年度で終わりました、昨年から新しい計画に入ります。その中にうちも要望いたしまして、先ほど申しました、県道ですので、あそこの急勾配の、龍王峠の急勾配を緩和するという意味で、こちらが緩和されればもちろん向こうも緩和されるわけで、もう切るしかないわけですから、そのようなことになろうかと思いますが、時期といたしましてはまだ明確にいついつやるということは出てきておりません。

それと、あわせて、先ほど言われたように歩道のふたがけ、側溝のふたがけで歩道を広くするという事業もあわせて要望はしております。

以上でございます。

議長（馬上） 山野議員。

10番（山野） ありがとうございます。早急なる検討のほうをよろしくお願いしたいと思っております。

それから、幼保小中学校の連携を非常に重視していらして、非常にありがたいと思っております。最近の育児に関しますと、家庭内でのしつけ、幼児なんですけども、昔のような事情が違いまして、大家族の中で育つ、あるいは兄弟が多いとかそういうこと、それからまた近くに地域の子供たちが少ないということで、遊ぶことも少なく、集団で行動することが非常に少なくなっております。3歳児、4歳児の保育というのは非常に重要な時点に来ていると思っております。

なぜこんなことを言うかという、先日、第三小学校へちょっと2年生の掛け算の九九のボランティアに行ったところで、ちょっと1名の問題のある子供がいらっしゃって、聞いてみると保育所、幼稚園に行っていないんだと。行ってない子が今どきいるのかどうかというのはちょっと私も疑問になりまして、ぜひそういったところを民生部では1歳健診、1歳半健診、3歳児健診をやっておられて、就学前の調査もやってらっしゃいますけれども、でも行ってるか行ってないか、幼稚園に行ってるか、多分行ってるだろうと恐らくそう思ってたんですけど、行ってない子がどのくらいいらっしゃるのか。何の理由で行かせなかったのかといったものを調査されたことがあるかどうか。それがもしできていけば、そういう集団生活に行かなかった子供が、ぱっと小学校へ行って急に集団生活の中で溶け込めるはずがないんですよ。それで結局そこで配慮児童とか、ひょっとしたら発達障害というふうなラベルを押されたり、そういう子供ができる可能性がありますので、できたらそういった調査をされて、今、国のほうでは保育所の無料化、1年になるか、2年になるかわかりませんが、無料化を検討してらっしゃるということは、義務教育の前の1年というのは、やっぱり集団生活に大事だと思ってそれを検討してらっしゃると思うんで、それらが行かれないということは非常にちょっとかわいそうな時代になると思いますので、ちょっとそういったことを検討されたことがあるかどうか、ちょっとお知らせください。

~~~~~  
議長（馬上） 藤森教育部長。

~~~~~  
教育部長（藤森） 保育所と幼稚園、これらの施設に学校就学前に行っていたかどうかというのは、現在、小学校1年から3年生までの低学年児童に対して、授業で先生の話ちゃんと聞けるか、友達同士の話がきちっと聞けるか、またそのほかにも学校に忘れ物をしないで来ることができるか、宿題がちゃんとできるかというようなアンケート、先生に子供の状態を確認させるという調査を行っています。その中に保育所、幼稚園に行ったかどうかという内容を含めております。

現在まで3年程度調査してますけど、保育所や幼稚園に完全に行かなかったと、完全な未就園の子供たちというのは非常に少ない。学年に1人か2人程度というのが、最も多くても3人というのがこれまでの数字の中で出てきた数字です。非常に少ないということがあります。

ただ、これらについては非常に環境が異なります。親御さん、またはおじいさん、おばあさんの手が非常に足りてたという状態の方もおられますし、そうでない場合もあると思いますので、これらについて対応はやっぱりそれぞれ違ってきてるんだろうと思います。

我々の見るところ、小学校の先生方の意見の中に出てまいりますのが、先生の話きちっと聞けないというのが、これが習慣として人の話を聞くという習慣がなかなかできてなくて学校まで来た。こういう中できちっと人の話を聞けるのが、やはり何を考えるにしても、どういう知識を得るにしても基本になりますので、これらについて、幼稚園、それから保育所ともそういう方向で一緒に取り組んでいくということができないかというのが今回の協議会の発端といえますか、目標になります。できたら、将来的には学校で取り組んでいる P P G、足をぴたっとつけて、しっかりと座り、背筋を伸ばす、ぴんとする、そしておなか、背中にもたれないというような、背中に手が入るぐたいのそういう姿勢が保てるというようなことまで視野に入れてもらえるとありがたいと思っておりますが、そこまで行く、幼稚園、保育所で行けるかどうかはともかくとして、そういう方向性を一緒に持てるという、そういう状況まで作り上げていけたらというふうに思ってきて、今やっておるところでございます。

以上です。

~~~~~  
議長（馬上） 山野議員。

~~~~~  
10番（山野） P P Gという取り組みは非常にいいと思います。この近辺の議員でも視察に来られて、非常に低学年の書道の校風をすごく評価されていらっしゃる。自分たちの町にも取り入れたいなというようなことも聞いております。

ただ、今の話では、学校に来ている子供たちはいいんですけど、結局今学年で1人から3人、幼稚園に行っていなかったというような子供たちのことをもう少し考えていただきたいと思っております。

国のほうで、今所在不明の、老人の話はありますよね。所在不明になってます、住民票があるんだけど、本当に実際にいるのかいないか。幼児、あるいは児童の中でもそういう所在不明の子供を捜してというか、きちっと把握しないといけないという。実際に、親戚に行ってますとかと言われて、結局そのところにいるという子供たちが。そうい

う子たちが幼稚園、保育所に行っていないという状況があるんじゃないかなと。それをやっぱり民生部でも把握する方法をやはり考えていただければなど。

今から番号制というか、そういう子育ての支援制度の中で番号制というふうなものが導入されると思うんですけど、そういったところでできやすいのかなと思います。子供が行方不明になって気がついたときには死んでたというふうなことの無いようなことが、今から起こる可能性もなきにしもあらずということでございますので、ぜひそういった幼児期の教育といったものも大事だと思いますので、ぜひ民生と学校が連携されて進んでいただければと思っております。

以上、ちょっと御返事を聞かれれば、教えてください。

議長（馬上） 清代民生部長。

民生部長（清代） 所在不明につきましては、母子保健、赤ちゃん訪問とか健診ですね、1歳半乳児、3歳児健診等で確認はしております。

ただ、今議員がおっしゃったように、幼稚園に入る年代、3歳以上ですね。健診が3歳までですので、その後についてはちょっと把握はしていない状況がございます。そこらも含めて、今後どういう対策がとれるか、教育委員会等も含めて連携をとりながら進めてまいりたいと考えております。

議長（馬上） 山野議員。

10番（山野） 今せっかく幼保小中学校と連携されておられますので、民生部ともぜひ相談されまして、いい方向に行っていただければと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（馬上） 以上で山野議員の質問を終わります。

続いて、5番、荒瀧議員の発言を許します。

荒瀧議員。

5番（荒瀧） 5番、荒瀧でございます。通告によりまして、一般財団法人筆の里振興

事業団、特に筆の里工房の運営の今までの課題総括と、今後の方針などをお伺いしたいと思っております。

通告のように、中国新聞ということを入れてるものですから、聞いてらっしゃる方は読んだ方もいらっしゃるかも知れませんが、1月5日でございます。工房開館20周年ということで、中国新聞の御好意だと私は思うんですが、大きな画面でつくっていただいております。

その中で、町長がいろいろな点、まちづくりに関するような点も述べてらっしゃいます。このあたりの部分。

もう一つは、随分なお金を投資してきております。先ほど来、いろいろな事業でお金がかかるわけでございます。そんな中のバランスですね。このあたりもちょっといろいろ議論をしてみたいなと思っております。よろしく願いいたします。

~~~~~

議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~

町長（三村） 荒瀧議員の「一般財団法人筆の里振興事業団について」の御質問にお答えします。

筆の里工房は、伝統ある筆産業の振興と筆文化の普及、地域づくりを目的に平成6年度に整備し、以後、多くの方々の御支援と御協力により、本年9月には開館から20周年を迎えます。筆の里振興事業団には、平成7年度から筆の里工房の運営を委託し、18年度からは指定管理者として、引き続き運営をお願いしております。

開館からこれまで、陽明文庫や平家納経などの歴史的にも価値のあるものから、石坂浩二さんをはじめとする著名人やアニメ作家に至るまで、さまざまな世代と嗜好に対応する、幅広い展覧会を企画されており、平成18年度以降は、おおむね7万人を超える多くの町内外の方々の御利用をいただいております。

こうした、地域の特色である筆をテーマとした事業を通じて、美術関係者や研究者などとの連携強化に取り組まれたことから、国立東京博物館を始めとする関係機関から国宝や重要文化財の借用も可能となり、日本唯一の特徴あるミュージアムとして一定の周知が図られたのではないかと考えております。

また、最近では、雇用対策基金補助金を活用し、広島駅ビルや東京銀座の広島ブラン



ドショップT A Uへの、熊野筆セレクトショップ運営事業を委託したところ、委託期間終了後も、財団自主事業として熊野町及び筆情報発信拠点事業に取り組まれているところでございます。

今後の方針と課題についてでございますが、立地的には、アクセス方法や滞在時間の延長という課題がございます。今後、さらに筆の都のミュージアムとしての拠点性と利便性の向上のため、周辺の公園化なども構想の一つとしながら、これまでの実績やネットワークの利活用により、本町の地域振興につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~  
議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~  
5番（荒瀧） ありがとうございます。私もイベントがあることには必ず一度は拝見に上がっていくものでございます。

前回、12月議会で申しましたけども、筆の里熊野会議という会議がございました。町長もそのメンバーの1人であったように思うんですけども、工房ができるまでに熊野のいろんなまちづくりをみんなで熱く語った時代がございました。これが一つの原動力になっておるのではないかと思うんですが、まさに今の時代、空き家問題もそうですね、高齢化問題もそうです。福祉の問題もそうです。熊野町は一生懸命考えるというグループが、あの熊野会議が残っておれば、もっともっと力になっていただけるんじゃないかなと願うところなんです、このあたり熊野会議の存在意義は町長、どう思われますか。

~~~~~  
議長（馬上） 町長。

~~~~~  
町長（三村） 懐かしい名前だと思います。熊野会議、私は途中から熊野へ帰ってきたんですが、もう既にございました。途中参加ということで。ある一定の役割を果たしてきたと考えております。筆の里工房の建設、これはいろんな要因があったんでしょうが、熊野会議も一部でしょうが一定の役割を果たしたんじゃないかという思いもあります。

そういった意味で、今後こういった組織もあってもいいような気がしますが、何分民間のことです。町が主導してこういったものを立ち上げるというようなものではございません。若い人たちがもしこういうものをつくるなら、アドバイス等は個人的に

はさせていただきますということは考えております。

以上でございます。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） ちょっと言葉のもう少し理解を深めなくちゃいけないと思います。民間というのは、要は一般財団法人だから民間だという趣旨でよろしいですか。そうじゃなくて、筆の里熊野会議というのは民間ボランティア活動であったという趣旨ですか。

議長（馬上） 町長。

町長（三村） 熊野会議は民間のボランティア団体です。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） そうなんです。今まさに協働のまちづくりの最先端をしょったんですね。要は民間と言いながら行政の方も入ってこられた。商工会の方も入ってこられました。バスに乗っているところへ視察に参りました。当時は竹下登内閣で、まちづくり創生という時期です。

もう1点は、どんどん大都市、大店舗法といいまして、どんどんお店がふえて、商店街が、もっとひどくなりましたが、これはだめになるぞということで、商工会の会長さんが熱心に応援くださいました。そういう意味では、私は「ひとものまち育てる」ですか、どれが主語か述語かよくわかりませんが、このポリシーからすれば、最先端であったように思うんですが、いかがですか。

議長（馬上） 町長。

町長（三村） 最先端だと思うんですが、私は熊野会議だけじゃなくて、商工会、青年部長なんかもすぐやりましたから、いろいろ熊野会議以外にもやったのは事実でございます。熊野会議のみが全てを引っ張っていたとは、そこまで言い切れんのじゃないの

かという思いはしてます。商工会青年部あたりもかなり引っ張ってまいりました。

以上でございます。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） そういうセクショナリズムの考え方じゃなくて、1人の人間として町を思うから、商工会というポジションがあるんでしょう。筆組合というポジションもあるんだと思うんです。それをひつつける役目で私は熊野会議が存在したと理解するんですが、そこは意見の相違があるかもわかりません。

ただ、人間というのは人格を持っております。根っこがございます。それぞれ役割があるわけですね。表現をする場所が違うんです。町長は町長の立場で言われますし、家へ帰られれば個人、おやじの意見を当然持ってらっしゃる。その根っこは人格である人間なんですね。だから、私はそこはあれとしまして、熊野会議というのは本当に今大事な組織であったなと。

工房ができて、何かどんどん消えていったのは残念に思うところでございますが、それはまた町長もまちづくりを考えられる中で、後ほど議論いたしますが、ぜひこういう町長のシンクタンクのような組織をつくられて、そのセクション、セクションを埋めるトータルな町全体を考えるグループというのをぜひ考えていただきたいなと思っております。

ここの主題でございますが、資料として、1点目、今まで大体21億円、中国新聞の取材では投資額があると。あわせて今の緊急雇用対策のお金を使われたりもろもろあるんですが、トータルでお幾らぐらい今まで投資されていますかね。

議長（馬上） 時光商工観光課長。

商工観光課長（時光） 先ほどございました平成7年度から補助金、委託料これが合計で17億479万円ほどですね。それから、緊急雇用、こちらが緊急雇用の委託料になりますが、22年度からの事業になります。8,500万円ということになっております。

以上です。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） この20年間で初期投資も含めて40億円使っていると思いますね、大体。これは比較検討する意味でちょっとお願いして調査させていただいたんですが、今個人店舗名であれですが、出来庭団地に道路ができました。これの工事費が総トータルで2億4,900万円、2億5,000万円。そのうち町の持ち出しは9,800万円。ということは、あれだけの道路が20年のうちで考えたら40本ぐらいできた。お金だけ考えればですよ。

だから、その投資のバランスという意味では、大変大きな金額を投資しております。例えば、教育費、今回の予算で8億3,400万円ぐらいですね。ほとんど耐震補強、ハードのほうのお金が多いと思います。もう一つ、借地料。支援員などのお金も確かに使っているんですが、仮に年間に8,000万ぐらいの余分なお金があったとすれば、教育、やることはたくさんあると思うんですね。そういう夢がもしあれば、ちょっと教えていただきたいなと思います。

議長（馬上） 藤森教育部長。

教育部長（藤森） 大変難しい質問をいただいたというふうに思います。これから教育についてどういうふうな将来的に持っていくかという。私どもでしたら、教育については今の課題にどうこたえていくかということになるかと思っています。

例えば、先ほどありましたように、幼稚園、保育所等の連携ということで、一緒に子供たちが授業を受けたりというようなケースをつくれたり、これは中学校にも言えます。それから、高校とも連携がとれると、こういうことができるといふふうに思います。

また、これからはグローバル人材、これの育成というのは急務になりますので、一つは英語教育を中心としたものに大きなお金がかけられるということがあればということになります。

ただ、残念ながら8,000万円というようなお金が突然ふって沸くということがなかなかございませんので、我々もそこから具体的な話というのはまだ考えておらないところでございます。

以上です。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） ほかの質問をしたいと思ってたんですが、急遽、ちょっと教育のほう  
が大事だと思ひまして、ふったんで申しわけないんですが、大変なお金なんです。ただ、  
議決を受けてやろうと、当時の社会的環境があったわけです。

せんだって、安倍総理大臣が建国の日に出された文章がございます。先人に感謝し、  
日本の繁栄を希求する機会にしたいという御意向でございますが、当時、私らの熊野会  
議も、熊野というのはどんな町になるんだろうかと。観光資源とすれば筆しかないだろ  
うと。150年の歴史ではあってもですね。そういうみんなの力を借りてああいう組織  
ができた、施設ができたと思うんですが。

1点、きょう早速配っていただきました。随分芸能人も参画がふえております。一般  
行政のほうはどこかの生徒も言われましたが、茶漬けを食べながらこういうビップを扱  
うとなるとレストランでいいものを食べてらっしゃるんじゃないかなというような感じ  
も受けるんですが、こういう芸能人とネットワークすることによって、年間経費はどの  
ぐらいかかるものでしょうか。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） ちょっと質問を変えましょう。今までに町長も表現されましたが、いろ  
んな事業をされました。一番経費のかかった展示会、イベントは何でございますか。

議長（馬上） 石井総務部参事。

総務部参事（石井） ちょっと事業費だけで申しますと、平成22年に実施をいたしま  
した陽明文庫展が約1,400万円の事業費でございます。

以上でございます。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5 番（荒瀧） トータルで年間そういう経費ですね、保険料なども入っていると思うんですけども、どの程度経費がかかるものでございますか。

議長（馬上） 石井参事。

総務部参事（石井） ちょっと25年度の予算で申しますと、財団側のほうが実施をされております自主事業の事業費がおよそ4,800万円程度でございます。

以上でございます。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5 番（荒瀧） その中は全て公益事業と考えてよろしいでしょうか。

議長（馬上） 石井総務部参事。

総務部参事（石井） 非営利事業でございます。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5 番（荒瀧） ということは、結局町の補助金がそこに全て充当されるということで理解になるかと思うんですが、熊野の全体予算、もう一つここに1%は町長が援助したいという御要望を出していらっしゃるようでございます。熊野の身の丈と申しますが、職人の町だと私は思うんですね、職人です。当時は文化というものに踊った時期がございます。文化というのはなかなか手に届きません。両方あると思います。教養を高める。これ生涯学習の教育委員会のジャンルに必要かと思うんですが、何ぼ絵があっても、どう感動するかという素養を小さいころから養って、自分なりに人格を形成するという努力を積み重ねて、その人その人の陽明文庫の国宝と言われますが、国宝というのは結局その当時のもので、焼けなかったり、希少価値があるというものもたくさんあるんですね。評価は美術商の評価にもよるし、その価値観というのは軸線はそれぞれ違うんです

が、職人の町という視点で見ると、職人をどう残していけるか、筆づくりをどこまで技術を維持していけるか。このあたりも工房も努力されていらっしゃると思うんですが、いかがでございますか。

議長（馬上） 石井総務部参事。

総務部参事（石井） 筆づくりにつきましては、またいろんな考え方があると思いますが、直接的にはあちらの常設展示といたしまして、実演展示という形で後継者育成事業を支援しているものと考えております。

以上でございます。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） なかなかああいう場面で本当に筆をつくるデモンストレーション。これは百貨店等での、もうある程度終わりましたかね。もう10年、20年前までは実演販売というのがありました。私ごとで申しわけないんですが、私のおやじも北海道のほうから九州のほうまで、百貨店に行ってはイベントで、持っていった筆を格好だけつくるんですね。熊野筆はこうですということで、売ってたようでございます。

実際にそういう見るチャンスが少ないというケースでは、ある程度評価を受けたようでございますけれども、ただ、実演だけで熊野の技術が維持できるかどうか。これは1点、やっぱり町営の施設なんですね、町営の施設です。商工会とか筆組合とは違った意味での品質保証といえますか、社会的な契約、これが必要になってくると思うんですが、その点で気をつけていらっしゃる点というのはないでしょうか。

議長（馬上） 時光商工観光課長。

商工観光課長（時光） 筆づくりの技術という点でございますが、これにつきましては熊野筆事業協同組合さんのほうで第3次振興計画に基づきまして、マイスタースクール、これは入門、それから中級、そういった方の指導、それから現に筆づくりに携わっていらっしゃる方の技術向上ということで、伝統工芸師さんを講師としてそういった取り組

みをされております。

以上です。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） ちょっとジャンルが広がるものですから、焦点を絞らなくちゃいけないだろうと思うんですが、私は最近の流れを見るのが非常に理解がみやすいかなと思うんです。化粧筆、前回の段階で新聞に出ましたが、町内のトップ企業があるほかの地域に拠点といいいますか、生産施設をつくられるというのをお聞きしまして、その会社には直接は伺ってはおりませんが、私なりに想像しますのに、残念だなと。町会も半分以上がお願いにあがって、熊野も土地があることで、できるところですし、何とか町内に残っていただけんかなというふうな気持ちも持ちました。当然、町長も率先してお願いにあがってらっしゃるとは存じますけども、ただ、そういう動きをされる、外国での生産のことも耳に入ります。これはT P Pの時代です。

農業も、もう安倍総理大臣、世界中をトップセールスで歩いてらっしゃいますが、後ろの座席のほうには自動車から電機から、ありとあらゆる農業のほうのジャンルの方も乗って行ってらっしゃいます。食の安全保障という考え方も、国内でつくるという発想だけじゃないですね。いざというときには、きちっと海外からも食が入ってくると。それだけの外交力があり、生産拠点もあると。その根っこには生産の進出が維持できると。日本人が向こうに行ってじかに指導して、しっかりしたお米もつくる、野菜もつくる、農薬の管理もしてる。それであれば、日本の国内でつくるばかりは要らんじゃないかと。エジプトであり、イランといいいますか、インダス文明の大きな川沿いには可能性は随分あるわけですね、東南アジアも含めて。そういう意味で、熊野の筆もそういう方向に進んでいらっしゃる。特別熊野でつくらなくても、きちっとしたマネジメントができれば、よりメリットがあるところに向かっていらっしゃるような感じを受けるんですが、町長さん、実際筆屋さんの経営者の立場でいかがでございますか。

議長（馬上） 町長。

町長（三村） 今御指摘の質問は確かにそういう動きはあると思いますが、やはり私は



基本としては熊野に筆が残ったのは、やはり今売上額が幾らですかね、正確には最近調べてないんですが、150億から200億の間だと思うんですが、この規模だと大企業は入ってこれないんですね。だから熊野筆は残ったというのがあります。

これを生産拠点をどんどん地域外に移して生産を始めた場合に、果たして熊野町、熊野筆として残れるかということ、恐らく売上高が500億とか1,000億規模に、なることはないんですが、近くなれば、これも大企業がどんどん入ってきて、地場産業とは言えないと基本的には考えております。

だから、全く海外で生産するのはだめだとか言いませんが、主な生産が海外に移った場合には、もうこれは熊野筆ではないのではないかという考えを持っています。だから事業規模もやはりこの180年、細々と続いてきた家業のようなものでございますが、やはりこの形態を基本的には守らんと、さっき言うたように、売上高が急に伸びてくると大企業はすぐ目をつけてまいりますので、その点はやはり基本的にはそういう考え方であります。

以上です。

~~~~~  
議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~  
5番（荒瀧） まさに町長のお考えのいろいろな点で議論しとかなくちゃいけない。というのは、常に私ども議員と町の行政は将来のまちづくりをどうすべきかというのを議論しとかなくちゃいけないと思うんですね。町長はもうこの枠の中に入ったほうがいいという議論なんです。

ただ、外資ですね、今の企業、大企業というよりももっといえば資金を持ってらっしゃる方がどこに投資しようかと、このねらいもTPPなんです。17年前に韓国で金融危機が起こりました。大変なことになっておりました。そのときに中小企業が全部淘汰されたんです。大企業、大きな銀行しか残らないように整理されてきた。これは投資する側が安全な市場をつくれという発想ですよ。TPP、FTAもそういう発想のものです。ただ、熊野にそれが来るのかということ、これは非常にクエスチョンです。ただ、伸びようという、まさにきちっと伸びようとする会社を評価する町。それを見習ってマネジメントができる。それはトヨタだって国内でつくっているのは2割ぐらいでしょう。日本の車、車といいながら、もう世界の支店。これは市場が伸びるからでしょう。

ただ、もう1点言いますと、筆というものが化粧ブラシがここまで伸びるとは思っていないませんでしたよね。毛筆が筆のレベルで、あとははけじゃったじゃないですか。一気にこれは化けたんです。なでしこジャパンの、あれはどこかへ行ったようですけど、あの感動ですよ。国会でものづくりの町のトップ企業を紹介いただきました。次はなでしこジャパンで評価を受ける会社があった。どこかが多分違うんだらうと思うんです。同じような格好をしとっても、しっかりものをつくる人を評価する町でないと、いい会社はおられんようになるような気がするんですが、どうですか。

議長（馬上） 町長。

町長（三村） まさにおっしゃるとおりでございます。

若干ですが、ちょっと質問の範囲が広いんで、T P Pに飛んだり、非常に質問が捉えにくい面がございます。これは私のほうから反問権を認められてないんで余り言えないんですが、確かにT P Pになったり、国内の経済政策になったり、荒瀧議員の範囲が広いんで、できればもう少し絞っていただければという気はいたします。

以上です。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） それは大変失礼いたしました、農業委員もさせていただいているものですから、本当はT P Pというのは農業だけの問題じゃないと。本当は投資家の視点で世界を見てます。そんな中で熊野に投資してやろうという方がどのくらいおるかという魅力をどうつくるか。医療器具なんかでも、化粧ブラシという可能性があると思うんですね。

だからこそ町長さん、シンクタンクをつくられて、夢を語る場をぜひつくっていただきたいなど。これがお願いでございますが、余り話を広げてはよくないんで。

それで、もう一つ、筆の里工房の御質問でございます。オリジナル商品ができております。これはどこのメーカーがつくったとは書いてございません。ただ、筆の里工房でこれは売ってる商品でございます。ということは、ここにも書いてあります町営の施設で工房の商品として売るということは、品質管理が必要だらうと思うんですね、保証と

いうものが。この体制をちょっとお聞きしたいんですが。

議長（馬上） 石井総務部参事。

総務部参事（石井） 現在、3店舗ございます熊野筆セレクトショップで扱っている商品でございますけれども、これにつきましては年度ごとに出展事業者の方から筆事業協同組合が定めております熊野筆の定義に沿った商品であることの証をお預かりいたしておりますアイテムごとに提出をいただきまして、管理をいたしているところでございます。

以上でございます。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） 化粧筆は毎日使われるからクレームが出やすい商品かもわかりません。毛筆となると年に一遍、なかなか持つ機会がないものですから、傷んでおったら文句を言うまでもないわで済むのかもわかりませんが、ぜひ熊野町としてある意味では保証した商品になるわけですから、町としての管理体制をしっかりと整備いただきたいなど。

もう一つは、ここに実はこの間東公民館の祭りがありまして、子供らが書いてくれた熊野の観光案内、熊野はこんなええところだから来てくださいというのをつくってくれてるんですね。この中で、やはり筆の里工房も訪問したんだろうと思うんですけども、やっぱり相変わらず8割の生産というふうに子供らに教えていただいているようでございます。

この定義もどうも筆の里工房じゃなくて、筆組合のほうで発表されているのを町はうのみにされてらっしゃるように思うんですが、ぜひ生産という定義、何をもって生産にするのか。というのが、卒業式で代読されましたね、副町長、中学校で。高校でも町長が言われました。筆の都熊野を忘れないでください。熊野を大事にしてくださいというのが挨拶の中にありました。ということは、結局私らがきちっと熊野のことを思って、熊野のブランドをつくるだけの背筋を伸ばしているかと。この姿勢を見てるんですね。このあたり、どうですか、この8割というのはどういう生産定義で町立の施設で子供らに刷り込まれるんですか。

議長（馬上） 時光商工観光課長。

商工観光課長（時光） 生産量全国の8割というのは、私が小学校のときはたしか9割とか言っておりましたが、これは最近になって町のほうも明確な数字が出ないということで、これにつきましては全国の多くを占めるという表現にかえさせてもらっております。たしか熊野筆事業協同組合のホームページでもそのように修正をされていると思います。もし小学校でそういうことがあったとすれば、昔の名残の何かそういうパンフレットを見られたか、何かではないかと思います。今の統一としては全国のシェアのうち多くを占めているというような形で表現させてもらっております。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） それは私は正しい方向転換だと思います。量ではないです、やっぱり品質です。熊野筆検定というのは熊野高校もつくってくれております。この中には8割という表現はなくなってるので安心したんですが、ただ、筆にかかわってきた人も先人がおられる。今もかかわってらっしゃる方がいる。きちっとした品質のものを熊野は求めて、やっぱり一流のものをつくっていく町なんだと。そういう姿勢をぜひ子供らにも見せて、本当の意味の、熊野出身、熊野筆買うてよ、化粧筆も買うてよ、東京へ行っても、ニューヨークへ行っても言えるような人材を育てていきたいなと、私自身は思っております。

もう皆さん疲れぎみでございまして、私も随分疲れてまいりました。最後のまちづくり。例の工房の横の公園などを考えてらっしゃるという件、これは大変興味を持って読ませていただいたんですが、もうちょっと詳しく町長の構想なり、夢を語っていただければありがたいなと思います。

議長（馬上） 町長。

町長（三村） 確かにインタビューで答えたと思います。小学校の授業でもそのように子供たちに答えました。できれば筆の里工房だけでは家族連れはちょっと1日過ごせな

いという問題もあります。それから、手軽な昼食がとれないと、こういったこともあります。将来的には、現在西のほうで来年度から着手しますが、都市再生整備機構、こういったものを利用していただいて、なるべく町費の負担を軽減し、あの一帯を都市再生整備機構を使って公園化、あるいは駐車場の拡幅、こういったことを考えていきたいなという思いはございます。ただし、これはあと3年か4年後です。西が片づかない限りは着手いたしません。よろしいでしょうか。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） ぜひ10年後のことも考えていただきたいなと思うんですが。というのが小学校のほうにも聞きまして、中学校のほうにも出前授業に行かれてらっしゃる。非常に顔が見える町長、6年目になられて大変いいことだろうと私も思っております。

そんな中で、最近集团的自衛権と、これを言うたらまた怒られるかもしれないが、そうじゃなくて、集团的自治権ですね。安芸郡区の中で、今度そろそろ町長、町内だけのことじゃなくて、町外のほうにも視点を出されまして、視点って視野を。せんだって、県議会議員の御礼会があって、ほかの市町村の方ともお話を受けたんですが、平本町長は30万都市のことを言っておられたよねと。安芸郡含めて、広島市の一部も入るのかもわかりません。中央分権の流れの中でいえば、熊野の町内だけのまちづくりではなくて、安芸郡区の全体を含めた捉え方。

もう1点は、今海田町随分悩んでらっしゃる高架の問題がございます。お金がないという県は蹴られる。でも安芸郡区全体の中であれが要るとすれば、直談判に国に行けるチャンネルもできるんじゃないかと。

ある人が言われました。・・・高架にして、あそこからモノレールをつくって、新空港のほうへ広島を通過して賀茂大地に新しい定時制交通をつくったらどうだろうか。というのは、私も会社員時代はマリーナもつくっておりましたが、新空港のほうもかかっておりました。今どんどん岩国が伸びております。極東の大きな飛行場になる可能性があります。海兵団も来ます、アメリカの。そういう意味では広島空港は随分進化する可能性を持っております。海田、安芸郡全体の中で、あれを高架にして、モノレールの基地にして、そこから定時制で飛行場まで連れていくと。ぜひ海田を応援してあげる意味でも、海田がよくなることで安芸郡区全体、広島安芸区も含めてよくなると、こ

ういう視点でものを捉えられたらいかがかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（馬上） 町長。

町長（三村） 非常に大きな問題でございます。これは県知事が答弁していいような問題だと思いますが、そういった広い意味の視点は必要でございますが、恐らくモノレールを引くとか、こういうことやるとはっきり申し上げてあそこの高架事業でももめるんですから、今県は2兆幾らの県債を抱えております。広島市も1兆幾ら、お互いに2兆円ずつの借金を抱えている状態で、そういった事業はちょっと難しいのかなと。高架じゃないですよ、モノレールですよ。と考えております。

広い意味での視点は必要なんですが、そういった視点も今後取り入れながら、熊野町のまちづくりを進めていきたいという思いはございます。貴重な御助言ありがとうございます。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） ぜひ中央分権の流れの中でどういうふうになっていくかというのは、結局地域のことは地域で考えないと、国もわからんですね、震災の今。あしたは3年が来ますが、結局地域のものがどうつくるかで、国もお金は100億余り造成に使いますと言いながら、結局進まんのです。やっぱり地域は地域のことが考えて、熊野だけじゃない、つながっております。トンネルが抜けるということは広域に広がるわけですから。そういう視点もぜひお持ち合わせいただいて、広い目で見たいと思います。

もう1点、最後になります。筆の里工房のことなんですが、せんだって、ある教戒師って御存じですかね。罪を受けた人が死刑になる前までにずっと心のケアを受ける。だからいろいろな宗教家の方も含めておられるわけですね。日本の法律の中での裁きを受けるわけです。何かの因縁があって、今回の千葉の柏のほうはお金がなかったんですか。生活保護、誰か助ける人はいなかったか、いろいろあるんですが、殺人事件まで行ってしまったと。彼はどれだけの罪を受けるかわかりませんが、死刑という宣告を受けた日本人、私どもの同僚、同じ国民は、死ぬ前に何を書くかです。書道も書く言われましてね。絶筆です。

やなせたかしさんの今回イベントもされるようでございます。彼は東京高等工芸学校という、今千葉大学というのに入っておりますが、生きてらっしゃるうちにぜひお会いして、子供さんはいらっしゃらんようですが、いろんなやなせさんの思い。ふでりにちょっとやなせさんのサインか何かデザインしていただいたら、一気に化けたんですよ。だから、チャンスというのは必ずあります。やなせさんはもう亡くなられましたのであれですが、ぜひこの芸能人の方、多分人格も確かな方が多いかと思うんですが、絶筆を熊野に残していただく。死ぬ前に、自分の座右の銘は何であるかとか、自分の後継者といえますか、次の世代に伝えたい言葉、思い、これを残していただいて、熊野の宝にぜひしていただきたいという願いをして、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（馬上） 以上で、荒瀧議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は15時35分から始めます。

（休憩 15時17分）

（再開 15時34分）

議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、12番、中原議員の発言を許します。

中原議員。

12番（中原） 12番、中原です。私は通告どおり、以下2点について質問をいたします。質問は久しぶりですので、意に沿わないこと、言葉が通じないことがあるかもわからんが、お酌み取りをお願いいたします。

私は一括質問ということで、結果の詳しいことは求めませんが、一応の目安、予定、計画等をお願いいたします。

まず、第1点目ですが、体育施設関係の質問をさせていただきます。体育館も昨年の改修により雨漏りもなくなり、外観、内部もきれいになって、利用者から快適に使用しているということでございます。利用者を代表いたしまして、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、この体育館とその周辺の施設ができておおよそ30年近くなっています。特に、周囲の老朽化も進んでまいっています。照明設備、放送設備、グラウンドの水はけの悪い状況等、いろいろと問題が生じているきょうこのごろです。照明設備については今年度に手を加えるということですが、どのような形でいつごろできるか、お答え願います。

特に、またグラウンド状態は水はけも悪く、昨年町民体育祭では、前の晩の雨のために皆さんに早くから出てもらって水をとって、開会時間に間に合わせたということもあります。また、放送設備では、年初めの出初式での町長訓話、消防団長訓話も聞こえにくいということもありました。この点を町当局としてどのように考え、どのように対処していただけますか、お答えを願います。

次に、第2点目の質問ですが、熊野町において、現在、里山整備、遊歩道の整備ということでいろいろと手を打っていただいています。熊野町は山に囲まれたところで、今までに川角地区の三石山の整備、土岐城山の整備等を行ってきています。今年度は新宮地区の竜王山整備ということで予算を組んでいただいたということになっております。おかげで土岐城山では、萩原地区においては毎月第1日曜日に萩原区土岐城山登山同好会というのを立ち上げて活動を行っています。毎月の登山者が100人を超えるのではないかと思いますし、毎日上がっているよという人もいらっしゃいます。

そこで提案ですが、このような状況を見たときに、今から3人に1人は65歳という超高齢化社会を迎えてまいります。熊野町においても例外ではありません。このような高齢化社会を向かえ、ぴんぴんころりの精神で、熊野町の皆さんが長生きしてもらうためにも、健康保険を使わないためにも、多くの皆さんが周辺の山に登っていただいたらどうかと思っています。

そこで、里山の整備を行い、遊歩道の整備、山から山への登山道、遊歩道の整備をすることが肝要と思われるが、町当局の考えをお聞かせ願いたいと思います。明快なる回答をお願いいたします。よろしく願いいたします。

議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

町長（三村） 中原議員の二つの御質問のうち、1番目の「町民グラウンド周辺整備に



ついて」の御質問は私から、2番目の「里山整備について」の御質問は建設部長から答弁をさせます。

熊野町民グラウンドは、生涯スポーツの普及振興の拠点施設として昭和63年に供用開始し、これまで多くの皆様に御利用いただいております。本施設は供用開始から既に26年が経過し、各種設備の老朽化が懸案となっております。

まず、夜間利用者のための照明設備につきましては、平成元年と平成8年の2期に分けて設置工事をしております。おおむね年1回、切れた電球を交換するなどの維持管理を行っておりますが、安定器の性能劣化により、期待される照度が年々低下している状態でございます。

次に、放送設備でございますが、平成7年に外部スピーカーの改修を行っておりますが、スピーカーの設置数が十分ではなく、グラウンド全体を補うには至っておりません。そのため、町民体育大会などの大きなイベントにおいては、移動式の設備を使い、仮設のスピーカーをふやすなどして対応しております。

最後に、グラウンドの水はけの問題ですが、グラウンドは通常使用のほかに駅伝大会や町民体育大会など大きなイベント開催時において駐車場として利用しております。その影響もあり土の硬化を招き、水はけが悪くなっているものと推定されます。また、地下埋設の透水管、水を通す管ですが、目詰まり等の機能低下を起こしている可能性もございます。特に、水はけの悪い部分については主原因の調査を行い、対策を講じたいと思っております。

以上、照明設備、それから放送設備、そして水はけの問題、これにつきまして、今年度は予算計上しておりませんが、平成27年度から計画的な改修を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

~~~~~  
議長（馬上） 森本建設課長。

~~~~~  
建設部長（森本） 中原議員の「熊野町周辺の里山整備について」の御質問にお答えします。

熊野町では荒廃する里山の再生を目的に、県の補助金を活用して森づくり事業を実施しています。この事業で雑木の伐採や間伐などとあわせ、山道周辺の整備も行ってまい

りました。これまで、川角地区の三石、萩原地区の土岐城、城之堀地区の城山など、里山整備を行っております。この整備により、近年の登山ブームとも相まって、里山に親しみ、健康づくりを兼ねて登山をされる方が多数いらっしゃるということを伺いました。

議員御指摘のように里山整備とあわせ遊歩道を整備し、幅広い年代の方に登山を楽しんでもらうことも、健康づくり、健康維持につながるものと考えております。新年度は新宮地区の竜王山などを整備する予定であり、今後も多くの方に、里山に親しんでいただき、それが健康維持へとつながるような里山整備を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~  
議長（馬上） 中原議員。

~~~~~  
12番（中原） 町民グラウンドでは、平日のグラウンドゴルフ教室やスポーツ少年団の各クラブのように定期的に利用されているもの、及び土日の各種大会や不定期に利用されるグループの練習等々、年間を通してほぼ毎日のように使用されています。既に供用開始から27年を経過したグラウンドは、暗渠の布設や何度か土入れ、ほぐしを繰り返して、踏み固まった土壌の改善が行われてきました。現在、グラウンド使用後はトラクターにより全面レーキをかけているところではありますが、暗渠の機能も部分的にはかなり低下しており、何日も表面が湿って、水はけの悪い箇所もふえつつあります。

このような状況から、まとまった雨になると数日間は歩けないぐらいぬかるみが発生し、しばく整備ができない状態となり、天候が変わっても使用できないこともたびたびあります。今では少雨でも競技トラック周辺部一部は翌日、翌々日まで支障を来すこともあります。

この状況で冬場ともなると早朝から10時ごろまで表土は凍結、早朝グラウンドの整備のレーキはかけられない。10時以降は解凍とともに、ぬかるみ状態と化し、使用に際しても施設の管理においても大変な負担となっております。塩カリや、塩カルなどたびたび散布するが、多目の雨では効果も少なく、片や多量に散布すると下流域の田畑に害を及ぼす結果となります。

いずれにしても、大きなグラウンドでは暗渠排水が埋設されていることから、最大限安全かつ有効に使用してもらうために、一日も早い土壌の改善はもとより、施設の埋設

暗渠を改修し、全体の排水機能を高め、天候での影響を少しでも少ないグラウンドにかえていくことは、高齢者のスポーツ志向が日に日に高まる熊野町に今必要な対策と思われます。

次に、体育館備えつけの放送機器についてであるが、これもグラウンド使用の際、欠かすことのできないものであり、イベントの増加とともに、重要度は高まりつつあるところである。最近では、参加者から毎回のように聞こえづらいの音が後を絶たない。これだけの広いグラウンドにおいて大会の都度、技術担当者の工夫で拡声機の方向や能力、アンプの容量等、問題に対し現状最大限の努力をいただき、時には自前の機材を持ち込んでの対応など、担当者からこれ以上はどうしようもないという悲鳴を聞くような状況がございます。

先ほど町長の答弁で、平成27年度より取りかかるということでございますので、早期での整備をお願いしたいと思っております。

続いて、2点目の質問ですが、先月2月22日の新聞に、広島都市圏の記事に、安芸アルプス縦走という記事が出ていました。これは矢野駅から瀬野駅までの道のりを熊野町の通称金ヶ燈籠山、城山、洞所山を通過して、原山経由瀬野駅に行くルートだそうです。これを安芸アルプスと名づけて看板等を立てたということだそうです。熊野町のグループも紹介されていました。

先ほども申しましたように、このように山を愛する、山に登るといった人が近年の中高年の間で増加をしています。熊野町におきましても自治会等と連絡をとりながら、登山道、遊歩道の整備に力を入れていただき、熊野町の山に行けばわかりやすく、健康にもよく、高さもちょうど手ごろで歩きやすいということでもあります。熊野に来る人たちも多くなるのではないのでしょうか。今後とも自治会等とも相談をしながら、里山整備、遊歩道の整備に力を入れていただきたいと思います。

答えはいいですから、これで質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

議長（馬上） 以上で、中原議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

これより日程第6、報告第1号、専決処分した損害賠償の額の報告について、報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。

町長。

町長（三村） 報告第1号、専決処分した損害賠償の額の報告について、報告理由を御説明申し上げます。

専決処分した損害賠償の額につきましては、平成25年10月16日に、川角の町有緑地において枯木が倒れ、熊野町在住の個人所有のプレハブ家屋の屋根に当たり、損害を負わせたものでございます。この事故により、修理費などに要した費用の合計27万7,000円について、損害賠償額として示談が成立したため、町長の専決処分事項の指定について第2号の規定により、専決処分したものでございます。

ここに、御報告申し上げます。

議長（馬上） 報告に対する質問はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） 以上で報告を終わります。

議長（馬上） これより日程第7、報告第2号、専決処分した熊野町民体育館改修工事請負契約の変更の報告についてを報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。

町長。

町長（三村） 報告第2号、専決処分した熊野町民体育館改修工事請負契約の変更の報告につきまして、報告理由を御説明申し上げます。

平成25年9月議会において御承認いただきました熊野町民体育館改修工事の請負契約につきまして、体育館の外壁劣化調査を行ったところ、新たな劣化箇所が判明したことに伴い、追加工事が必要となったため、町長の専決処分事項の指定について第4号の規定により、工事請負金額の変更契約を専決処分したものでございます。

ここに、御報告申し上げます。

議長（馬上） 報告に対する質問はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） 以上で報告を終わります。

~~~~~

議長（馬上） これより日程第 8、報告第 3 号、専決処分した広島県市町総合事務組合規約の一部改正の報告について、報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長（三村） 報告第 3 号、専決処分した広島県市町総合事務組合規約の一部改正の報告につきまして、報告理由を御説明申し上げます。

広島県市町総合事務組合の構成団体である竹原市について、平成 26 年 4 月 1 日から非常勤職員に係る公務災害補償事務等が共同処理されることから、町長の専決処分事項の指定について第 3 号の規定により、広島県市町総合事務組合規約の一部を改正することについて、専決処分したものでございます。

ここに、御報告申し上げます。

~~~~~

議長（馬上） 報告に対する質問はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） 以上で報告を終わります。

~~~~~

議長（馬上） お諮りいたします。

これより日程第 9、諮問第 1 号、日程第 10、諮問第 2 号、日程第 11、諮問第 3 号、日程第 12、諮問第 4 号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって日程第 9、諮問第 1 号、日程第 10、諮問第 2 号、日程第 11、諮問第 3 号、日程第 12、諮問第 4 号を一括議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

議長（馬上） これより日程第 9、諮問第 1 号、日程第 10、諮問第 2 号、日程第 11、諮問第 3 号、日程第 12、諮問第 4 号を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長（三村） 諮問第1号から諮問第4号までの人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

現在の熊野町人権擁護委員のうち、向久保委員及び木本委員の任期が6月30日で満了することに伴う再任と、町内の人権問題についてさらなる対応の充実を図ることを目的として、新たに2名の委員を委嘱することについて、人権擁護委員法に基づき、議会の御意見を伺うものでございます。

今回再任いたします向久保委員においては平成8年から6期、木本委員は平成20年から2期目の活動中であり、住民からの信頼と実績もあり、熊野町の人権擁護問題への取り組みに欠かせない人材となっております。

次に、新しく推薦いたします梶山氏は、熊野町社会教育委員など多くの公職や自治会長を務められ、また教育の問題にも関心が高く、国際交流活動も活発に行うなど、広い視野を持っておられる方でございます。

また、菊池氏は昭和53年から広島県の学校教諭として32年間勤務され、長年教育現場に従事した経験から、いじめ問題など子供の人権問題に造詣が深い方でございます。

以上、4名の方ともに、職業経験や人格、知識ともに熊野町の人権擁護委員としてふさわしいと考え、ここに推薦するものでございます。

御審議の上、御意見を賜りますようお願い申し上げます。

〇議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

中原議員。

〇12番（中原） 人権擁護委員というのは、地域的には別に問題ないんですか。これを見ると西部地区のほうに固まっておられるんよの、どっちかという。新宮、初神、地域的にということはないんですかね。そこらは。

〇議長（馬上） 光本民生部次長。

民生部次長（光本） 人権擁護委員さんの地域性といいますが、今現在は4人の定数なんですけども、基本的には各小学校区に1名という配置で考えております。

このたびお諮りいたします増員の2名につきましては、基本的には第三小学校区と第一小学校区で1名ずつというようにしております。ということで、いろいろ人権擁護委員さんの意見を踏まえて、また地域のバランスも含めて、このたびは第三小学校区と第一小学校区に1名ずつの増員をしたような状況でございます。

以上です。

議長（馬上） 中原議員。

12番（中原） 定員は4名。

議長（馬上） 清代民生部長。

民生部長（清代） これまで人権擁護委員さんは4名の方がいらっしゃいました。このたび法務局のほうから、人口的にちょっと少ないんで、増員が図れないかということがありまして、2名の増員ということで6名になっております。これまでの4名の方については各小学校区から1名ずつということで、現在それぞれの小学校区、第一、第二、第三、第四から1名選任しております。このたびの2名については、先ほど校区のことを言いましたが、人口の多い西部地区、それから中央ということで、東部が現在1名、中央が2名、西部が2名という体制に今後なります。

議長（馬上） よろしいですか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより諮問第1号について採決します。本案については、向久保健藏さんを適任と

することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、諮問第1号については、向久保健蔵さんを適任とすることに決定いたしました。

続いて、諮問第2号について採決します。本案については、木本禮次郎さんを適任とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、諮問第2号については、木本禮次郎さんを適任とすることに決定いたしました。

続きまして、諮問第3号について採決します。本案については、梶山孝之さんを適任とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、諮問第3号については、梶山孝之さんを適任とすることに決定いたしました。

続いて、諮問第4号について採決します。本案については、菊池實さんを適任とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、諮問第4号については、菊池實さんを適任とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(馬上) これより日程第13、議案第1号、職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第1号、職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法において地方公務員法の一部が改正され、現在の高齢者部分休業



の取得要件である、定年前5年という期間について、条例で定める年齢とされたことから、その年齢を55歳と定めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第1号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（馬上） これより日程第14、議案第2号、熊野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第2号、熊野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律において、消防団員の処遇改善について必要な措置が講じられるよう義務づけられ、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令において定める退職報償金の支払い金額が、最低支給額を20万円として一律5万円引き上げられたことから、本町においてもこれに準じて退職報償金の支給額を改めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第2号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありますか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（馬上） これより日程第15、議案第3号、熊野町上水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第3号、熊野町上水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町上水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の一部を改正する法律などの施行に伴い、提出させていただくものでございます。

改正内容は、利益及び資本剰余金の処分に関する改正でございます。

詳細につきましては、水道部長から説明させます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（馬上） 森本建設部長。

建設部長（森本） それでは、熊野町上水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、お手元の資料により御説明いたします。

資料 8 をお願いいたします。

このたびの改正は、これまで法令で規定されていた利益及び資本剰余金の処分についての規定が削られ、公営企業が利益処分のあり方を決めていくことができるようになったため、改正前の法令を参酌し、条例へ定めることにより、収支の状況や財政状況の変化に左右されず、毎事業年度ごとに取り扱いが大きく異なることのないように統一した基本ルールで事業経営を行うためのものでございます。

まず、条例に定める基準の概要でございますが、（ 1 ）利益処分については、企業債残高がある場合は、毎事業年度に生じた利益の 20 分の 1 以上の額を減債積立金に積み立て、企業債残高がない場合または企業債残高の額まで積み立てた場合は利益積立金として積み立てるものとし、 20 分の 1 以上を積み立てた後の残高は利益積立金または建設改良積立金に積み立てられることとします。

続きまして、（ 2 ）減債積立金及び建設改良積立金を使用した場合の資本金の組み入れについてですが、減債積立金を使用して企業債を償還した場合、及び建設改良積立金を使用して建設改良を行った場合においては、その使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れるものです。

最後に、（ 3 ）資本剰余金の処分につきましては、利益積立金をもって欠損金を埋めてもなお欠損金に残額がある場合においては、資本剰余金をもって欠損金を埋めることができることを規定するものがございます。

以上でございます。

議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

南田議員。

15 番（南田） 南田です。

こうやって見ただけじゃわからん、具体的な説明をしてもらいたいんですが。熊野の例はこういう例、具体的になけりゃな、読んでもらったただけじゃ、偉い人はわかるかし

らんが、私はようわからんのです。

議長（馬上） 森本建設部長。

建設部長（森本） 平たく申せば、この改正は、今まで法令で規定されていた利益及び資本剰余金の処分についての規定が廃止されました、新法で。そのために、改正前の法令に沿った形で条例を定めるということを書いたのが、私が読んだのが今でございます。おわかりでしょうか。

具体的にと申しまして、利益を生じたものをどういうふうに分するかという問題ですので、具体的にどれだけ残って、どれだけこうなってこうなったということは、決算時にまたお知らせはできるかと思えます。

15番（南田） 具体的に例を挙げて・・・。

建設部長（森本） ですから、全体に及んで資本剰余金の処分について、今からどのようにしてどうなると。3月31日時点をもって決めていくものでございますから、それによって決めて、次回の決算のときに御報告をさせていただくというものでございます。以上でございます。

議長（馬上） 藤本議員。

7番（藤本） 今、南田議員がおっしゃったように、利益が1,000万円出たとしたら、これに準じてから、例えば前年欠損金があったらこの1,000万円のうち500万前年欠損じゃけ、500万の残りをというやつでしょう。そして、その500万が今度は残った分で積み立てするんだけど、それぞれの割合によってやっていくと。それを例とおっしゃられたと思うんですよ。

議長（馬上） 建設部長、指名しますから。建設部長。

建設部長（森本） それでは、今申しましたものでいきますと、利益処分の基準につい

て、当年度純利益が20分の1以上の額を減債積立金、または利益積み立てるものとしておりますが、熊野町においては現在企業債がないため、利益積立金のみ積み立てることとなります。ですから、1,000万円あった場合、その20分の1を積み立てるということでございます。

次に、資本金への組み入れですが、建設改良金を使用して行った工事の同額を資本金に組み入れると。減債積立金においては、今うちは企業債がございませんので、以下と同じような額になるということでございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 南田議員。

~~~~~

15番（南田） わしの質問に出てこんいうんじゃったが、第三者が質問されたら出てきたなら。

~~~~~

議長（馬上） 南田議員、今のは説明しましたよ、同じように。

~~~~~

議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~

建設部長（森本） 具体的にと申したのが、うその数字を言っても何なのでということで、今お答えしたわけですが。仮にということであれば今のようなわけでございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） よろしいですか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第3号について採決します。本案については、原案のとおり決すること

に御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(馬上) これより日程第16、議案第4号、町道の路線認定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第4号、町道の路線認定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

町道の路線認定につきましては、馬場4号線及び初神西線を道路法の規定に基づき町道として路線認定を行うものでございます。

詳細につきましては、建設部長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長(馬上) 森本建設部長。

~~~~~

建設部長(森本) 町道の路線認定につきまして、お手元の資料、23ページからの資料9により御説明します。場所につきましては、25ページに路線一覧図を、また、各路線の詳細につきましては26ページ以降に位置図及び公図を添付しておりますので、御参照ください。

まず、1番の路線番号695、馬場4号線ですが、延長21.3メートル、幅員5メートルで、起点は萩原三丁目4,133番1地先、終点が4,133番6地先です。こちらは、建築基準法に基づく道路位置指定により施行された道路で、既に町が寄附を受けているものです。

次に、2番の路線番号696、初神西線です。これは現在、初神地区に建設中の道路で、延長は164.3メートル、幅員4メートル、起点は初神二丁目9,065番5地先、終点は初神二丁目9,164番3地先です。この路線は今回路線認定を行い、平成26

年度において供用開始する予定でございます。

以上でございます。

議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第4号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

議長（馬上） これより日程第17、議案第5号、町道の路線変更についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（三村） 議案第5号、町道の路線変更につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

町道の路線変更につきましては、既存の町道2路線について、起点の変更を道路法の規定に基づき行うものでございます。

詳細につきましては、建設部長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（馬上） 森本建設部長。

建設部長（森本） 町道の路線変更につきまして、お手元の資料、31ページからの資料10により御説明します。場所につきましては、33ページに路線一覧図を、また、各路線の詳細につきましては、34ページ以降に位置図及び公図を添付してありますので、御参照ください。

それでは、路線変更一覧表をごらんください。

まず、1番、路線番号64、地蔵前線ですが、これは出来庭川角中央線の供用開始に伴い、これと重複する110メートルの区間を短縮し、起点を川角三丁目1,567番2地先に変更するものです。これにより延長はこれまでの181.5メートルから71.5メートルに変わります。

次に、2番、路線番号116、町道里地2号線ですが、これも県道瀬野呉線の拡幅工事による起点の変更で、県が今年度区域変更したことに伴い、重複する部分5メートルを短縮し、起点を萩原七丁目6,358番2地先とすることで、延長はこれまでの265メートルから260メートルに変わります。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

中原議員。

~~~~~

12番（中原） ちょっと確認なんですけどね、この1も2も青いところを変更したということでしょうか、という意味よの。じゃあないんですか。2については青いところをちょこっとだけかな。

~~~~~

議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~

建設部長（森本） 今の変更の部分ですか。変更の部分というのは、青いところを変更したということでございます。そのとおりでございます。

~~~~~

12番（中原） 1も2も。

~~~~~


建設部長（森本）　そうですね。

~~~~~

議長（馬上）　よろしいですか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上）　これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（馬上）　これをもって討論を終結します。

これより議案第5号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上）　異議なしと認めます。よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（馬上）　これより日程第18、議案第6号、町道の路線廃止についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長（三村）　議案第6号、町道の路線廃止につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

町道の路線廃止につきましては、町道地蔵前木綿地線について、路線の廃止を道路法の規定に基づき行うものでございます。

詳細につきましては、建設部長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~

議長（馬上）　森本建設部長。

~~~~~

建設部長（森本）　町道の路線廃止につきまして、お手元の資料、39ページからの資料11により御説明します。場所につきましては、41ページの路線図を、詳細につき

ましては42、43ページを御参照ください。

それでは、廃止する路線ですが、路線番号467、地蔵前木綿地線です。起点は、出来庭三丁目1,594番1地先から終点、川角二丁目542番地先の間、139.5メートルです。

この路線も先ほど路線変更で御説明した町道地蔵前線と同様、出来庭川角中央線の供用開始に伴うもので、当該路線は全てこれと重複しますので路線廃止をいたします。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第6号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（馬上） これより日程第19、議案第7号、熊野町指定金融機関の指定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第7号、熊野町指定金融機関の指定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本町の指定金融機関は、広島県信用組合と安芸農業協同組合の二つの金融機関による2年ごとの交代制としております。今回、平成26年度及び平成27年度の2年間、安

芸農業協同組合を指定させていただくよう求めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

荒瀧議員。

~~~~~

5番（荒瀧） ちょっと教えてください。最近、コンビニからの振り込みが随分ふえておると思いますが、割合的にはどんな感じでございますか。

~~~~~

議長（馬上） 貞永税務課長。

~~~~~

税務課長（貞永） 最近の資料というのはちょっと集計したことはないんですけども、昨年度、24年度の資料であった場合、納付書で納められた方の中でコンビニを使用した方というのが大体4割であったと思います。

以上です。

~~~~~

議長（馬上） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第7号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第7号については原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

本日はこれをもって延会とし、あす午前9時30分から会議を開くことにしたいと思

いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議ないものと認めます。よって、本日は延会とし、あす午前9時30分から会議を開くことと決し、これをもって延会といたします。

御苦労さまでございました。

(延会 16時27分)